

衆議院 第一百二十六回国會

午後五時二十一分開議

た年及びその翌年については、住宅借入金等の年末残高千円までの部分に係る控除率を一年延一・五％に引き上げた上、その適用期限を一年延長することとしたしております。

第二に、民間設備投資の促進のための一年間限りの措置として、中小企業者等の機械の特別償却制度を本格的に拡充し、機械装置及び事務処理の能率化等に資する器具備品について特別償却と税額控除の選択適用を認める中小企業機械投資促進税制とするとともに、事業の省力化または合理化に著しく資する機械等について特別償却と税額控除の選択適用等を認める高度省力化投資促進税制を新たに設けることとしたしております。

第三に、教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担軽減に配慮するため、特定扶養親族に係る扶養控除について五万円の加算を行う特例制度を設けることとしたしております。

以上の改正につきましては、住宅取得促進税制にあつては平成五年四月一日以後に家屋を自己の居住の用に供する場合について、設備投資促進のための措置にあつては平成五年七月一日以後に取得等をするものについて、特定扶養親族に係る扶養控除の特例にあつては平成五年分以後の所得税について、それぞれ適用することとしたしております。

これらの改正は、四月十三日に策定された総合的な経済対策に盛り込まれた事項のうち、税制上の措置を実施するためのものであります。

以上が、租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○藤井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○藤井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 大蔵大臣、御苦勞さまであります。

お疲れでしょうが、この法案も非常に重要でありますので、しかしまた、所用があれば中座することとは、呼び出すまではどうぞ休養されても結構であります。

最初に、警察の方を呼んでおりますが、にせ札が非常に横行しまして社会に大変な不安なり動揺を与えました。その後、テレビ映りまであったわけでありましたが、逮捕の方向にさっぱり進んでいない。また、世界に誇る印刷技術を持つている札が、かくも簡単ににせ札ができるということについて、大蔵省としてもまた反省しなければいけないのではないかと気がします。

それから警察の方は、これは見通しとして、このまま黙つてあの程度で終わるということではないだろうと思うのです。あるいはもつと違つた形で使用されているかもしれない。ちょうど我々が大阪の造幣局の方に行つたときでありました、どうかそういう意味において、警察の方では、今のような状況からどういうふうな発展で、どういう状況に今あるのか、それから大蔵省からは、この技術にどういう対応を図ろうとしているのか、まずそれをお答えいただきたいと思ひます。

○林説明員 お尋ねの偽造事件、警察の方では和D-53号事件と申しておりますが、これにつきましては、去る四月十一日からこれまで大阪、京都、滋賀、奈良の各府県下において銀行あるいはJRの駅などから合計五百六枚の偽造券が発見されておるものであります。まさに御指摘のよう大きな社会不安、生活混乱を与えたものでありますだけに、警察といたしましては、事件発生直後から大阪府警を初め事件発生を見ている関係府県警におきまして直ちに特別捜査本部を設置し、大量の捜査員を動員して一刻も早い犯人検挙のために多岐にわたる捜査を展開しますとともに、関係省庁、団体等に対しまして警戒、監視等の防犯対策の強化を要請し、また自販機業界等に対しましては機器の改善等に資するための協力を行うなどの諸対策を講じたところであります。

以後、関係府県警の連携協力のもとに本件偽造紙幣に使われた紙及びインキの製造元あるいは販売ルートその他捜査上必要な事項につきまして鋭意捜査を行いますとともに、事件当日銀行の防犯ビデオに映つた不審人物に係るビデオを公開いたしまして、広く関連情報を求め、本件との関連性を追跡捜査するなど多方面にわたつて捜査を進めているところであります。

また、事件の発生を見ていない府県警察にありまして、いささかでも本件に関連する情報につきましても、積極的にこれを収集することに努めまるとともに、新たな発生に対する警戒を強化するなど、犯人検挙に向けて全国警察が全力を挙げて取り組んでおる状況でございます。

残念ながらいまだ検挙に至っておりませんが、このような全国警察挙げての捜査を進めれば必ずや犯人に到達できるものと確信をいたしておる次第でございます。

○沢田委員 なお、これも世界に誇る警察なんでありますから、ビデオの撮り方自身も改める方がいいのじゃないかという気がするのです。昔よく注意好きなお巡りさんがいて、人をおどかしながら車の運行を注意しろなんてやつて、このごろは影を潜めてきました。ああいう人をだましながらやつていくという方法はもとと大体考えがよくないですね。だから、今度もマスクはした、帽子はかぶつた、ビデオには映つたが、さっぱり人はわからない。そういうこと自身に問題があるし、またビデオの映り方が不鮮明である。これは予算のことなんでしょうけれども、これもひとつ考え直していく必要があるのではないかと。

同時に、今度証券が出ましたね。これは警察の方だけでは、証券の方は通産のようでありまして、これは一応別にして、印刷そのものは、これはやはり刑事警察の方でやるわけでありまして、ひとつ奮励努力せよということでもありまして、商品券の方の偽造事件についてもその経過をお述べいただいて、その程度のお答えじやしよう

がありませぬけれども、早急な犯人逮捕を切望してやまない次第でありますから、あわせて商品券の分についても御回答をしてください。大蔵は残つていてもいいですから、後でまとめて答えてもらいます。

○林説明員 御指摘のような偽造の商品券、それから株券でございますが、こういつたものの偽造株券事件の方につきましては、平成四年の三月からこれまでに、福岡、平和といったような銘柄の株が、五社に係る偽造株券が、東京、大阪、京都を初め六都道府県で合計二百八十枚発見をされておるところでございます。

この一連の偽造株券事件につきましては、関係都道府県警察におきまして鋭意捜査を進めているところでございますが、このうち大阪府警察においては、去る五月十七日、福岡及び平和に係る偽造株券に關しまして、偽造有価証券行使等関係被疑者三名を逮捕いたしましたところでございまして、さらに事案の全容の解明に向けて、他の関係府県警察と連携をとりつつ鋭意捜査中でございます。

それから、偽造商品券の事件につきましては、これまでに東京、大阪、神奈川において偽造された西武百貨店の商品券が出回つていたところでございますが、去る五月二十一日、二十二日、神奈川県警察におきまして、偽造グループ三名を同偽造商品券に係る有価証券偽造、同行使等逮捕いたしましたとともに、現在、一人被疑者が逃亡しておりますので、これに対する追跡捜査とあわせて、事案全体の解明に当たつておるところでございます。

○沢田委員 これは、大蔵の權威あるいは警察の權威にかけて早急な解決を切望して、次の問題に入りたいと思ひます。

一つは、建設省、おいでいたしておりますが、二百四十平米まで認めるというこの建設の家屋の状況というものは、平家でいけば二百四十平米で、三階建てにすれば八十平米になります。どういう意図で二百四十という数字を今度考えたの

か。これから日本の家屋のイメージといいますが、国民の住宅環境というものは、どういう条件を満たそう、どういう意図に基づいたものなのか。そこにも、居間であるとか空間であるとか、あるいは二世帯、三世帯の同居であるとか、あるいは今後の増築問題であるとか、いろいろな問題があるわけでありすが、建設省がこの二百四十を発想した原点を一応お聞きをしたいと思ひます。

○石井説明員 お答え申し上げます。

居住水準の向上を図っていくことが住宅政策におきまゝ極めて重要な課題であるというふうに私も認識いたしております。このため第六期の住宅建設五カ年計画及び公共投資基本計画を踏まえまして、昭和六十三年現在八十九平米程度でございます我が国の住宅の一戸当たりの平均床面積、これを平成七年度におきましては約九十五平米に引き上げる、また、おおむね西暦二〇〇〇年を目途に百平米にする、こういう基本的な目標を設定いたしまして、私も建設省一丸となりましてこの課題に向けて取り組んでいこうと思ひます。

今回、住宅取得促進税制の対象となります住宅の床面積の上限を二百二十から二百四十平米に引き上げることとしたのは、このような居住水準の向上を図る観点に立ちまして、住宅金融公庫の融資制度が昨年八月の総合経済対策におきまして二百二十平米から二百四十平米に引き上げがされていくわけでございます。こういった公庫の融資の対象となります住宅の床面積の上限を参考にいたしまして、平成五年度の税制改正において創設されました特定の居住用財産の買いかえ特例の対象となる住宅の床面積上限、これは買いかえ資産でございますが、これも二百四十平米になつておりますというのを踏まえまして、今回二百四十平米に引き上げるという措置を講ずることとしたわけでございます。

建設省といたしましては、今後とも居住水準の向上を図るために各般の住宅政策上の施策をやつ

ていきたい、かように思つておるところでございます。

○沢田委員 それじゃ住宅金融公庫の金の都合で二百四十になつたと言つてゐるみたいなのなのでありまして、建設省は、日本の国民が、今の家族人数その他いろいろあるでしようが、三人で一世帯という立場をとるかとかは別問題として、あるいは親子で住むという問題も考へて、どういうイメージで、これからの住宅環境はどうするといふ考へ、発想を持つて臨んでゐるのか。金で二百二十が二百四十になつたのだという、それではまた次にどうなるかわからないので、これからの住宅環境というものは、こういうものと、こういうものと、こういうものはこの一つの住宅の中で間に合せていくのだとか、そういうイメージがあつてしかるべきで、全然夢も希望もないじゃないですか。政府が出している豊かななというものの関係ないといふことになつてしまふ。

だから、二百四十が三百にならうが、国民がひとしく同じ条件を確保しながら住める住宅とはそもそもどの程度のものをいうのか、そのぐらいの発想がなければいけません。建設省、ちよつとその点、明確にお答えください。

○石井説明員 建設省の方で一定の目標としております誘導居住水準というのがございますが、現在第六期の住宅建設五カ年計画でございますが、この中で定められております誘導居住水準のうち、郊外及び地方におきまゝ一戸建て住宅居住を想定いたしました一般型の誘導居住水準というのがございます。

この中におきましては、高齢夫婦を含みます六人世帯の場合、住居居住面積を百六十四平米といふふうに設定をいたしてゐるところでございます。仮に食事室とか台所、便所、洗面所、浴室等高齢夫婦専用のものを設けて例えば二世帯住宅とするといふふうに計算いたしますと、百六十平米にプラスアルファになりますが、二百四十平米という面積は、そういう意味では結構十分な広さになつてゐるといふふうに考へるところでございます。

ます。

なお、二百四十の根拠でございますが、根拠になるかどうかはわかりませんが、地方ブロック単位の着工新設住宅、持ち家でございますが、これを北陸地方で見ますと、平成三年度データで百六十二平米でございます。これの五割増しでございますが、一・五を掛けますと二百四十平米といふふうになつておりました。こういったことも背景にして、先ほど申し上げましたが、住宅金融公庫の上限を昨年の総合経済対策で二百二十から二百四十に引き上げたという経緯がございますので、参考までに述べさせていただきます。

○沢田委員 それはまあ私があえて申し上げたから追加して言つたのだと思うのですが、それで私は、昔、七、八年前であります、二DKの存在価値はどうなんだろうかといふことで質問したことがある。

あなたの先輩になつてしまふでしょうけれども、当時、県営住宅であるとかあるいは住宅公団の二DKといふものはそもそも何だ。今の子供は、例えば長男が男で長女が女、長女といふ女になります、一人一人になつて、それにお父さん、お母さんで二DKでどこへどう寝るんだ、田舎からおじいさん、おばあさんが来たらどこへ寝かすのか、こういう質問をしたことがあるのですよ。とうとう答えはなかつたですね。

二DKでどこへ寝かすんだ。お父さん、お母さんは押し入れで寝るのか。子供はどうしても自分の勉強部屋も含めて一部屋欲しい。そうすると、お父さん、お母さんはしょうがないから押し入れで寝て、おじいさん、おばあさんをキッチンで寝かせる。こういうことになりかねないの、二DKそのものはもう今後改めなさい。

だから一間増築をするとか、一間増築は若干進んでいますが、雇用促進事業団とか、そういうところでは若干やつてゐるようでありすが、全体的に見るとちよつとも進んでない。これはもう人間の精神的な負担を非常に重くするわけですよ、いろいろな厳しさを、いわゆる壁見て生活してゐる

わけですから、狭ければ狭いだけに圧迫感を感じる、神経はいらいらする。そういうことで、この空間というものが人間性の上にいかにか大切なことの意味も含めて、私は二DKの増築を含めてぜひ考へてもらいたいと思つてゐるわけです。もう一つだけ追加して言ひますと、今つくられてゐる家で、建築基準法であるとか、あるいはその他違法で改築ができないでゐる家もある。それから、出そうとするのには道路が障害になつてだめなものもある。

そこで私は、景気の問題も含めて、一間だけ増築をその法にかかわらず認めていく。そういうことを、これは大臣も聞いておいてもらえれば幸いです。四メートル道路がないからだめだとか、いや、そこは狭いからだめだとか、そういうことで一間の増築ができないで苦しんでゐる人、多くのいわゆる既存住宅の中にあるわけですね。そういうところに一部屋だけ増築をするということを認めていく。これはきょう、今返事を求めようとは思ひません。しかし、そういう国民の要望に備へて対応していくということが必要だ。

基準法も、あえて申し上げますが、建築許可をもらつて三年たてば図面なんかすつからかになくなつてしまつてゐる。しかも、三年たてばでかい高層マンションも、パイルも全部図面もなくなくなつて、地盤沈下して大変だといつたつて、そのときは図面一つもない。今そういう管理をしてゐるわけですね。どんなでかいマンションをつくつても、パイルを百メートル入れても五十メートル入れても、後三年たつたら図面は全部なくなつてしまふ。

だから、あえて申し上げます、田舎の方では長男、次男、三男が十五人もできてしまふことがあつて、三年たつと図面がなくなる。だから、また次に長男の名前で分家をするといふことで農地転用をする。またその次に三年たつたら、また次の次男が分家するといふことで農地転用する。そして売つてしまふ。今までどれだけそれが行われたか

知らないでしよう。

言うなら、人を縛りながら一方では抜け穴的に扱われているものが今の建築基準法の内容なんだ。だから、そういう国民をばかにした法律で縛って、そしてつくらせないよりも、有効に求める者には与えていくという、その意味においてはもつと法には裏表があつていいと僕は思うんだ。片一方では、三年たつたら何のことないんだから。そういう管理のやり方をやっていたのでは、厚生は後で申し上げますけれども、建設省なくたっていいんだよ、そんなものは。そのときだけがちやがちや言うけれども、後はもう知らんぶりなんだから。そういう管理の仕方は改めてもらいたいと思うのですがね。

そういう意味において、二つの問題について、まだ統一してありますが、とにかくその点お答えいただきたいと思います。

○石井説明員 今の御質問の建築基準法のかかわった問題でございますが、私そちらの方の所管をたまたましておりませんので、この場ではちよつとお答えを差し控えていただきたいと思います。持ち帰りまして、中で検討するようにしたいと思います。

○沢田委員 ただ、そういう実態があると、農林省はいいませんが、大蔵大臣、そういうことが一時バブルのときには物すごく多くて、いつの間にか彼の子供は十五人になったんだ。村の人は知つていてるんですよ、その居住者は。いつの間にかそれは転用して売ってしまつて、三年我慢していればまたうちができる、そういうことが物すごく行われたことは事実なんです。

それから、二DKについては、建設省、これも二DKというものが非常に人間性を痛める、傷つける、そういうことをひとつ十分考えて対応していただきたいと思います。前の人より歯切れが悪いかいけれども、これはあなた、しょうがありません。

それで、二百四十というものは何とはなしにできたということではありますけれども、この二百

四十、じゃ、さらに大きいものはどうなのかということになります。次はひとつ国税の方に聞きます。

二百四十というのは、六人ということですから、大体二世帯住宅、おじいさん、おばあさん、あるいはどこか、子供夫婦、それに子供二人、こういうものを想定しているんだらうと思うのです。それで各部屋を持つて、キッチンを持つて、ふろ場を持つてあるのはトイレを持つて、果たして二百四十で何層ぐらいの一人当たりの居住分を与えることができるかと想定しているわけですか。六人で二百四十と考へた場合に、まあ玄関なんかなしというのならなしでも構いませんが、どういう間取りを考えているのですか。これは建設の方に聞いて、国税の方はちよつと待つていてください。

○石井説明員 先ほど、誘導居住水準の高齢夫婦を含む六人世帯で百六十四平米が目と申し上げましたが、この場合は、居住専用が百二平米、畳にしますと六十二・五畳と相なつております。したがつて、この比例配分で計算すれば、ちよつとこれは計算しておりませんが、二百四十平米に対応するものが出てくるのではないかと思つております。

○沢田委員 きょうは建設委員会じゃありませんのでそれ以上細かいことは言いませんが、やはりこれからの豊かな生活を日本の国民に与えようとする場合に、今の成長率の高い、身長も高くなつたし、子供たちも大きくなりますね。そういう条件の中でどういう居住空間を与えるべきかということを考えて、ひとつお答えできるようにしたいと思います。

そこで、国税庁の方、先へ行きますが、親子が両方住んでいる場合に、相続税の場合、おやじさんかだれか死んで相続する場合には、契約はなくても居住権、いわゆる賃貸契約ありと認めるのですか、それとも親子で契約がなければ、いわゆる居住権というものは二分の一の相続の分は認めるのか認めないのか。私の今までの例を見ますと、

子供さんでも親子で契約をして、ただし食べる場所だけは別にしてくれというのが税務の方の言い分だったのですが、果たしてどういう条件がつくのかつかないのか、その点お答えいただきたいと思ひます。

○松川政府委員 お答えいたします。

親子の間で賃貸借契約が結ばれている、それで借地権が生じている場合には、その家屋の価額から借地権の価額、これは一般的には大体家屋の三〇%相当額でございますが、これを控除して、その金額によつて相続税の評価をするということになつております。

ただし、親子間で賃貸借契約が結ばれていない場合、例えば賃料を取つていないとか契約を結んでいない場合、これは使用貸借ということになりますので、この場合には評価減は行わないということでございます。

○沢田委員 もし契約をして賃料を取つていれば、食事は一緒にしてもそれは控除されるとみなしていいのですか。

○松川政府委員 お答えします。

今議員御指摘の基準というのは、我々承知してないところでございます。むしろ賃貸借契約を締結しているかどうか、そしてその結果借家権が発生しているかどうかというところを重点に判定していただくべきです。

○沢田委員 では、念を押しますけれども、六人とかまどが一つ、あるいはふろが一つ、キッチンも一つで、一つのテールを囲んで親子で食べていても、借りている部分の賃貸契約が存在すれば、それは二分の一ですか、三〇%と言ひました。普通賃貸契約すれば半分なんです。それは言うなら相続の分から控除される。

それで、さつきは土地と言ひましたが、私は今家を借りていて、こう言つていますから、だから借家の場合を言つていてるわけですから、借家の場合は大体五〇%が控除対象になるはずなんです。ですから、そういう意味においては、食事が一緒にあつても別であつてもいいのかどうか、その

点お答えください。

○松川政府委員 お答えいたします。

議員御指摘の点は、恐らく借家権が例えば明確に区分できるのかということだと思ひます。例えば、六畳一間を借りていてるのかどうか、あるいは共通部分はどうかというふうに、借家権の対象なのかどうかということでございます。

恐らく賃貸借契約を結ぶ際に、明確にこの部屋の部分、対象になる部屋の部分を特定して結んでいらずでございませう。特定してない場合には、これはやはり契約の対象が不明確であるというところになると思ひます。

したがらして、そういうふうな部屋の特定をしておれば、共通部分、例えば食堂を共用しておつても、そこは親の持ち分の部分である、いわゆる賃貸借契約の対象になつていない部分であるという判定になるのではないかとこのように思ひます。

それから、差し引きの金額でございませうけれども、これは家屋の価額から借家権の価額、これは一般的に家屋の価額の三〇%というふうに評価してございまして、これを減額するというところになつております。

○沢田委員 また後で間違ひが起きるといけませんからもう一回言ひますが、二階の家で、親が下で生活をしていて、それで息子夫婦、子供が二階で生活をしていて、その場合に、いわゆる炊事場といひますか、そういうものを備えなくとも、もう一回念を押すのですが、下と一緒に食事をしていても、それは同居とは言ひないで別の世帯とみなすということになるわけですか。

○松川政府委員 お答えします。

いかなる場合に賃貸借が発生し借家権が発生しているかというのには、おつしやるようにいろいろなケースによつて判定が違つてくる可能性があるわけでございますが、要は、賃貸借の対象となる、例えば部屋がはつきりしているということが重要ではないか。例えば、食堂が一つしかないからその部屋を貸していることを認めないということに

はならないのだというふうに考えております。

○沢田委員 しつこいようですが、例えば道路のないところに一軒家が建つて、その奥へ家をつくらうとする場合に、建築基準法の方では、その家の分室をつくるという場合には炊事場を、別に作る場合には炊事場をつくらなければならぬんですよ。そうでなくて、建築基準法でいくと、その分室をつくっても炊事場がなければ、それはいわゆる自分の一軒の家の分室をつくったんだからというので許可になるんですよ。

そういう意味において、今までの相続の場合に、二階にまたが別になっていなければ、それは大体生活の根拠がなくなってしまうんだから、それは貸している家とはみなさないというのが税務署さんの考え方だったんです、私の経験からいくと。

だから、今あなたのは新しい解釈をしてくれたわけなんです、それはそれで結構なんですが、ちゃんと守られた保証があるかどうかと思つて、念のために、それはそういうかまどがなくとも、炊事場がなくともそれは貸した家だ、こういうことになるのかどうか。家という以上は炊事場がなければ家と言わないですね。また、一般的には土台がなければ家と言わないですね。ですから、そういう立場で、あなたの言葉は信用していいのかどうか、確認のためにお答えいただきたいと思ひます。

○松川政府委員 個々のケースにおいて判定するということでございますけれども、原則として借家契約、いわゆる賃貸借契約の対象である部屋が特定しているということでございます、共用部分があるからだめだということにはならないんじゃないかというふうに思ひます。

ただ、親子間の場合には、いわゆる賃貸借を偽装するケース、実際には使用貸借である、賃料を取っていないけれども、しかし偽装して賃貸借というふうにして相続税の減額をねらうという節税策というのか、課税回避も起こり得るものですから、現場においては実際に賃貸借契約が存在する

のかどうかということとは十分念査するということになっております。

○沢田委員 その点はまた後で、機会を改めますが、その辺でこの問題は終わります。

次に、社会保険と健康保険の問題なんですが、お部屋の中に年寄りが二人いて、国民健康保険に入っている。そのときに、法律でいっても、世帯主に対して課税をする、国民健康保険税をかける、こうなっているんですね。

それで、従来の経緯では、世帯主ということの定義が自身は問題があるわけなんです、言うなら、人頭割、資産割、所得割で保険税がかかる。そのときに子供たちの四人の分はどうかというのがあるわけなんです。

それからもう一つは、その世帯主というのは、余計収入を持っている者が世帯主なのか、あるいは長幼序列で、おじいさん、おばあさんがいればその人が世帯主なのか。この世帯主は果たして認定はだれがしていくのか。法律はほとんど変わっていると思ひますけれども、今どういうふうになっているか、これが二点目。

それから三点目は、その人が社会保険に入っている人頭割にはその中に含まれるのかどうか。あるいは、資産割は、親が、自分のお父さん、お母さんでしようから別として、人頭割と所得割は含まれるのか含まれないのか。

法律で見ますと、いわゆる被保険者は含まれないと書いてありますが、実際に我々はその含まれた経過を踏んでいるんですよ。ですから、それは条例上の問題だから地方自治体がつくったものなんだということなのか、法律どおりそれは除かなければならないということなのか、その点、厚生省来ていると思ひますが、こういう部屋ができてくるとそういう問題が起きてきますので、この際お答えをいただきたいと思ひます。

○石本説明員 委員御指摘の点につきまして申し上げます。国民健康保険法及び同法施行令並びに地方税法によりまして、国民健康保険の保険料の人頭割及

び所得割は当該世帯のうちの国保加入者の人数及び所得のみに着目して算定されることとなっております。今後とも、これら法令の規定に基づいて厳正な指導を行つてまいりたい所存でございます。

なお、世帯主の認定につきましては、自治省等関係省庁と打ち合わせの上で住民基本台帳によります世帯主というものを使っております。

○沢田委員 もう一回念を押しますが、住民台帳の世帯主を使っていると、農家の方などの場合はお父さんなりお母さんが常識的に世帯主になるわけですね。

そこで、子供さんが勤めに行っている場合に、世帯主のいわば同居人ということになりますか。同居人という形になった場合には、その世帯の一員とみなすというのが通常ですね。そうすると、人頭割などについては、少なくともそれは社会保険以外に国民健康保険で人頭割の中に含まれるという懸念といひますか、そういう実例もあるわけですが、含まれる。

それと同時に、所得割も、お父さんの所得は農業所得だ、ほとんどない、片方は給与だから四百万なら四百万、五百万なら五百万とはつきり出てくる。そうすると、主たる収入はその人が持っているかと解されますね。そうすると、その世帯主は、建前はこちだけれども実質上の世帯主はこれだと判定されても文句が言えないのかどうか、この二点。もしきよう明確に答えがなければ、これは全国的なものですから、これも検討して一応解決してもらいたいと思ひます。

同居をするということはどういうことがあるから、皆嫌がつて、アパートに入つても別になるのですよ。社会保険で取られて、国民健康保険で取られて、たまつたものじゃないという不公平がたつさん出るわけなんです。そういうことで、結局、それじゃ別になつてアパートに入つていよう、その方が面倒くさくない、さっきの相続の問題もそうなんですけれども、以上の点についてもう一回厚生省から答えください。

○石本説明員 昭和四十二年の十月におきまして、関係五省共同通知というのがございまして、この中で、世帯主とは、「主として世帯の生計を維持する者であつて、その世帯を代表する者として社会通念上妥当とみとめられる者」と解する」ということでございますが、私ども、国民健康保険につきましては、被用者保険の加入者以外のすべての地域住民を対象とするいわば国民皆保険を支える制度でございます、そういう意味で、大人から子供まで広く住民を対象とする、適用する観点から、やはり世帯というのに着目して保険料を賦課せざるを得ない。

その際に、先ほど申し上げましたとおり、社会保険に適用されている者は法律上当然に除く、人頭割も所得割も除く、これは制度の立て方でございます、そういう意味で、人頭割、所得割の計算対象となる者はあくまで国民健康保険の加入者ということになりますし、また、その世帯主に對して賦課していく現在の賦課方式につきましては、地域住民を対象とした国保という性格上、私どもとしてはいわば最善のもの、やむを得ないものというふうな理解をしておるところでございます。

○沢田委員 もう一回確認しますと、収入のいかんにかかわらず、一つの社会保険に入っている場合は国民健康保険の方で資産割も所得割も人頭割も取れない、これが法律である。これはいいですね。

そこで、世帯主に対する保険料の賦課、この世帯主が、例えば立場が変わつて、社会保険に入っている人が世帯主になった場合、例えばおばあさんが八十歳つかなつていて、お嫁さんが働きになるか、その勤めに行つていて、お嫁さんが働きの客観的な実際の世帯主になる、その場合に対して二重に徴収はしない、こう理解していいですか。首を縦に振っているからそれとおりだ、こういうふうにご確認しておきます。

今後条例で決められた場合は、厚生省としてはどういふふうに対応しますか。それぞれの市町村

では国民健康保険運営協議会の委員というのがありまして、そこでまたいろいろ決めるわけですね。そこで条例もつくられてくる。条例で、市が議会で決めた場合、この法律に反するものは当然無効となる、こういうふうな解釈してよろしいですか。

○石本説明員 委員御指摘の点は、国民健康保険の制度の根幹、出発点でございまして、大変に重要な点でございまして。これにつきましては、国民健康保険法にも規定しておりますし、地方税法にも規定しておりますが、あわせて、私どもとしては、条例準則を市町村に流してございまして、これに基づいて関係の市町村、皆さん同じような規定を講じておるといふふうに承知しておりますし、条例が違つた場合につきましては、法律の趣旨を踏まえて十分に指導してまいりたいと考えております。

○沢田委員 次にいきます。

この法案の中に、特に百万円以上の物について、同一種類の複数台の合計となつてゐるのですが、これは零細企業については極めて難しいことなんです。これは政令で決めるかどうかと思うのでありますが、ファクシミリならファクシミリを、二十万以下は消耗品ですからこれは問題ないのですが、二十五万円ぐらいのものを四台、五台買わなければ百万円にならないのです。中小零細企業が五台も買う場合があるかということですが、あるいはほかの物も同じなんです。そういうふうには極めて厳しい条件なんです。

それは一千名もいるようなものとか、あるいは支店を十カ所も持つてゐるような会社なら可能なんです。あるいは、こういう同一種類の物だけを含めて百万だという規定づけというのは、これは通産省が決めたのですが、なぜこの項目だけを決めたのですか。テレビは入らないのですか、あるいはビデオは入らないのですか。なぜこの十種類だけになったのか、それを通産省からお聞きし、また大蔵省からお聞きをしたいと思うのです。

○杉山説明員 ただいま委員から御質問のござい

ました中小企業機械投資促進税制でございまして、今回のこの税制を創設いたしました趣旨は、中小企業の構造改善あるいは活性化を図りまして、あわせて景気対策の一環として中小企業の設備投資を刺激するというところから、中小企業の行いやす創意あふれる自主的な設備投資を広くに支援するために創設したものでございまして。

このような中小企業の構造改善あるいは活性化という観点からいたしますと、その導入いたします機械装置につきまして支援措置を講ずるといふのが基本でございまして、器具備品につきましても、事務処理能力の拡大、向上を図つて中小企業の構造改善を支援するということから、特に必要な器具備品について今回支援措置を講ずることとしたものでございまして。その際、中小企業の実態、ニーズ等を十分調査をいたしまして、社会の高度化、情報化に対応するということから、先生御指摘の電子計算機等十設備に限つたわけでござい

ます。御質問の百万円の価格要件でございまして、このような国の税制的な支援を行う場合には、やはり一定以上の価格の器具備品の投資について国の支援措置を講ずるといふことが適切であると考えております。ほかにございまして、例えば中小企業基盤等強化税制におきましても、百万円というような価格要件がついておるわけでございまして。

ただ、今回指定されました十設備につきましましては、情報関連機器が中心でございまして、これにつきましましては、高価なものを一台設置する場合のほかに、安価なものを複数台導入いたしましてシステムとして組み上げる場合も近時多くなつております。こういった場合に両方を区別するのはいかかものかということ、同一機種についてはそれを複数台一体として導入する場合についても支援をするのが適切であると考えたわけでござい

ます。○沢田委員 だから、それは今買える能力のある企業で、零細な企業は百人とか五百人ぐらいの働く場所だけであつて、事務所が一つなら、そんな

ものたくさん買うことはできないんですね、実際には。当然、複数になることはあり得る。四十万ぐらいになるもの、五十万ぐらいになるものというのはいくらでも得るんだ。だからそういうところにも配慮する必要がある。

それで、なぜビデオとか、これだつて図面を解説したり、図面をつくつたり、あるいは大型のものなら大型のもので、それを大映しをして設計の参考にしたたり、あるいは仕事の参考にしたたりというのはいくらもあるわけですから、これを選んだ根拠にはならないと思うんですね、今の説明では。

ですから、もつと今の中小企業の人たち、あるいは零細な企業の人たちが本場に言うならば合理化をしていく、それにプラスになるようなものを考えてやるということも必要なんじゃないか。あるいは作業服も必要かもしれない、電気用品だけに限定するのでなくて、そういうものも考えてやるということの配慮があつてしかるべきではないか。これは政令で決めるんだらうと思うんですね、結果的には。そうでしょう。首を縦に振つていますから、速記録上そのとおりだそうですから、大蔵省とも十分協議をして、政令のときには中小企業に本場に役立つように、こういう品物を、十分意見を聞いて、含めてやつてもらいたい、こういうふうな思いです。これは、政令は大蔵省から出すんですよ。

○濱本政府委員 沢田先生、お言葉ではござい

ますが、私どもの考えを聞いていただけましたら、こういうことではござい

ます。今回は景気対策への措置を講ずるといふことでございまして、景気対策として答へるものを出るもの、どうやって選ぶかということが課題でござい

ました。そういう観点から考えてまいりますと、景気に対して相応の効果を持つ、つまりある程度まとまった投資として、投資を呼び起こすという効果を持つ措置を選ぶべきだということに相なり

ます。従来から、そういう考え方があつたと思います。比較的大きなものに着眼した措置ということにど

うしてもなつてしまつたわけでござい

ますが、今回はそこを思い切りまして、中小企業に配慮し、しかも特に器具備品という次元まで手を広げたとい

うつもりであつたわけでござい

ます。先生の方からごらんになりますと、相当高価な

ものばかりではないか、中小企業者ではとても手

が届かぬではないかというお気持ちかと思ひます

日を迎えた人はそれをもって打ち切られる、こういうふうには解釈していいですか。

○濱本政府委員 従来から、こういった年齢要件を伴いますものにつきましては、措置のルールをきちっとしておきませんとややこしくなるものでございまして、多くそうでございしますけれども、一定の時点を切りまして、その時点においてどうであるかということと判定いたしますが、この制度の場合、年齢十六歳とか二十二歳とか申しますものは、その年の十二月の末の時点でそうあるかどうかということで峻別しております。

○沢田委員 その言っているのも同じことです。だから、十二月三十日に子供が生まれれば、また五十万円控除があるということで払い戻しになる、こういうこと、同じですね。扶養家族が一人生まれるわけですから、三十五万なら三十五万にして、それで控除する、そういう意味ですね。それは同意見のようです。

続いて、これは専従というよりも専業の奥さんだけやっている方と共稼ぎをやっている人との関係、これは大臣にちよつと聞いてもらいたいのですが、専従主婦というのは、三十五万の三十五万、七十万になるわけですね。勤めている人は、結果的にはそこで二百万なり三百万収入があれば、これは全然上がつてこないわけですね。だけれども、家事とか子供の世話とか、そういうものは専従主婦と変わらないのです。だから、せめて半分ぐらいはやはりそうしなければならぬ社会環境が、今日また婦人にもその地位を与えているわけですから、働かない人の方が優遇されて、働いて共稼ぎで苦労している人の方が税金が重くなるというの、これもどうか。

だから、せめて家事に携わる分として十五万なり、これは偉い人ばかり大蔵省にいるから、みんな奥さんを働かせていないでうちに置いておくからこういう発想が出てきたのじゃないかなと邪推するわけじゃないけれども、そう思う。共稼ぎで働いている者の苦労というのは、どんなさんも大変苦労するんですね。だから、十五万なり二十

万ぐらゐの専従控除は加算されても、今きょう回答を求めようとは思いません。これも。しかし、やはり働いている者は大変な苦労をしているんだというのを理解してもらつて、専従の奥さんが七十万の控除があつて、片っ方はないんだということには一考を要すべきではないのかということ、これは大臣、もし気があつたらお答えいただけますか、これが。

○濱本政府委員 今の事実関係と申しますか、この制度が導入されたときの論議というもののだけ、ちよつと思ひ起こしていただきますための御説明で恐縮でございしますが、なぜ今のような配偶者特別控除が生じたかということなんでございします。

そもそも専業所得者の家庭の場合には、奥様が例えば青色の専従者給与を受けておりますような場合には、その奥さんへの所得分を通じまして負担の緩和を図ることができるといふ事実がございします。一般のサラリーマンの家庭の場合には、その奥さんは、一日じゅううちにいるといつたしましても、やはりその御主人の所得の稼得に相應の貢献をしておるはずである、その間のバランスは旧来のままでよかつたのかということが議論の出発点としてございしました。

そこへもう一つパートの問題というものが加わりました、ちよつと稼ぎに行く、しかし大部分の時間はうちで過ごしておるといふような人たちに對しましても、手を差し伸べるべきだといふ強い議論がございしました。こういうことから、今のような制度が案出されたわけがございしますけれども、もとと沢田先生の御指摘は、その共稼ぎの場合が気の毒じゃないかというお話のように伺いました。

確かにそれは共稼ぎの場合につきましても十分なこと手当てがされなければ、つまりバランスをとつた手当てがされていなければおかしいということにはもちろんなるんだろうと思ひますけれども、共稼ぎの場合というのは、この論議に關します限り、既にその御主人も配偶者もそれぞれ独立の所得者でございまして、独立の所得者であります意味は、それぞれに控除を受けておる、基礎控除のほかに給与所得控除というのを受けておる。その控除が十分に行き渡つていないといひますか、当時一般の家庭の主婦の立場から見まして、そういう共稼ぎ世帯に對して家庭の主婦はいかにであらうかということが議論の出発点であつたといふことだけ御報告申し上げておきたいと思ひます。

○林(義)國務大臣 今沢田議員からお話がありました夫婦の問題というのは、私は、なかなか難しい。共稼ぎの方をなにしよつたということになると、パート減税という形でいろいろとやつてきたわけでありまして、それが、今度は専業主婦の方をどうするかという問題がまた出てくる。だんだんこういうふうな形になつてくるわけでありまして、一体どこでどういふふうにしてやつたらいいのかというのは、私は考えていかなければならぬ問題だろつと思ひます。

本来、個人個人が税金を払うという形にするのか、先ほど来お話がありました、世帯として税金を払うのかという基本問題であるのだから、私はこう思ひます。私も党の税制調査会におりましていろいろと長いこと議論してきましたけれども、ここはやはり今の制度で、世帯で税金を払うという方が望ましいだろう。一人一人が払うよりは、やはり世帯で払うのが日本の風俗、習慣に合ふのじゃないかなという感じを持つておるわけですね。そうしますと、今のようなことをどういふ形で調整していくのかというのが基本的な問題ではないだらうかと私は思つておるところであります。

最後になりましたけれども、ちよつと沢田先生に、きょうは時間、いろいろな点で御配慮いただきましたことをお礼申し上げますし、また、予算委員会が大変おくれてまいつたのですが、それにもかかわらず、皆さん方夜遅くまで熱心に御審議をいただきますことを改めてお礼申し上げます。思ひます。どうもありがとうございます。

○沢田委員 では、本題に、本題にどうか、大臣が若干遅くなるということと前提として今までやつたわけですね。これらの今度提案されたものも、野党の皆さん方大変お骨折りをいただいで、私も野党なのですが、お骨折りをいただいで一応できたことですから、一つの前進だと見ることは可能だと思ひます。

しかし、根本的な減税の問題がさておかれていくわけでありまして、ここらでは大臣もどういふふうに受けとめていきますか。経団連も減税と言ふし、一般の庶民も減税と言ふし、税制会長あたりも減税と言ふ。しかし、これは財源がなければできないことですが、税制そのもの、全部を見直して減税をしていくということがやはり当面の急務、世論の一つだと思ひます。大臣はその点、どういふふうに受けとめておられますか。

○林(義)國務大臣 実はきょう、予算委員会をやつておりましたら、予算委員長から私のところにも、三党からの共同提案だ、こういうことで減税のお話をいただきました。三党からのお話でございしますから、三党と自民党の協議でいろいろとやつておられます。私も、その行方を見守つていきたい、こう思つておりますし、一般の方からも、連合であるとか経済界の団体であるとか、いろいろなところからそういった要望が出ております。

なぜそういうことになるかといへば、日本の景氣を持続的な上昇過程に持つていかなければならぬ、こういう氣持でやつておられるのだからと私は思ひます。むやみやたらに、自分の給料の中から税金を払いたくない、こういう話ではない。やはり全体としての景氣をどうやってよくしていくか、こういうことだろうと思ひますが、そういう景氣をよくするために所得税減税といふことになりまして、私はどうしても首をかしげざるを得ない。

たびたび申し上げて恐縮でございますけれども、所得税減税の効果と公共事業の効果とを対比するならば、やはり公共事業のいろいろな仕事をし、それによって景気を刺激していく方がより効果があるであろう。それから、委員御指摘のとおり、大きな赤字国債でやるような所得税減税はやはりやるべきではないか。また、税の体系全体としても、こういうふうな形で所得税減税、特に一時的な減税というふうな話になりますと、税全体の体系を乱すものになる。やるならば、やはり基本的な問題に立ち返っていろいろと議論をしてやらなければならないのじゃないかという問題がある。いろいろの問題を抱えているということをも改めて申し上げておきたいと思っております。

○沢田委員 今、医療、年金それから国債、この三つが今後日本の財政を考えていく場合に相当な重荷になっていくことは明らかですね。医療費も二十四、五兆円になってきている。年金も二十三、四兆円になっている。国債償還も、近く二百兆円になるでしょうから、これも二十何兆円になっていく。こういう状況は必至なものです。選挙をやるものだから次の、来年なり再来年の展望を隠していくというところは政治家として恥すべきだと思ふのです。我々もそうだと思うのです。これは何も政府だけに言わせて我々は逃げて通るというわけにはいかない。そういう時代が来ることはみんなわかつています。

だから、その中でどういう財源を求めて、日本の政治の正常な発展というものを、国民生活をどうやったら守ることができるのかということに対して、私は、こういう討論をやっているのじゃないかと思うのです。これはやはり本音で議論していくことが必要だと思うのです。そういう形において、これからどうやって年金も大変なんだ、それから、これだけた予算を組めば、それだけ今度は借金を返していかなければならぬ、医療費もどんどんふえていく。こういうことに対してどう思うのか、これをやはり率直にお互

いが議論していくという姿勢を持たなければいけない。これも反対、これも反対と言っているだけでは済まない。

では、どこを減らすか。行政改革も必要でしょう。また、どういう財源をそこへ持つてくるかというところがこれからの議論になっていく必要があると思ふのです。そういう点について、まず基本的な問題ですから大臣からお答えをいただきたいと思ふます。

○林(義)国務大臣 沢田委員御指摘のとおり、まさにこれからの財政を組むに当たりまして大きな問題は、今御指摘のようなことだろうと思ふます。百八十四兆円にも上る累積した国債を抱えている。これをどうするかというのは大変なことではございますし、これからこの公債残高がさらにふえることをどう抑えていくかというのは一つの問題でありますし、財政体質の改善を図っていくということは非常に大切なことであります。財政改革の基本方針というのを私たちが方々で出してやっておりますけれども、なかなかそのとおりにならないということについて歯ざりしをしながらやっているというのが実情だと私は思っているところであります。

それから、第二の問題の年金でございますけれども、年金につきましては、五年ごとの財政再計算という問題がございます。特に年金につきましては、平成七年度でしたか、年金財政の一元化という問題がありますし、そういうものを含めまして、これからどういう形で年金を組んでいくのかということを考えていかなければならない時期に來ているのだらう、私はこう思っているところでございます。

また、医療保険につきましても、たしかことしの推定が二十三兆円だと、もしも数字が間違つておりましたならば訂正させていただきますけれども、二十三兆円ぐらいになる。私が厚生大臣をやっておりますときには十一兆か十二兆だったのです。八年ぐらいて倍になってしまったわけ

で、ここが多くなつてきているかという、やはり老人医療費が非常にふえてきていることも事実である。そうすると、高齢化社会について、いわゆる年金の負担をどうするかという問題と同時に、医療の負担をどうするかという問題、私はこう思ふのです。これをどうやっていくかというのをやはり考えておかなければならぬ。安易に税金で負担をするということにするのか。それはなかなかできないから、では保険料で負担をするのか。保険料で負担をするならば、ふえるところの保険料を老人にというわけになかなかいかないだらう、こんなようなこともあるだらうと思ふます。

いずれにいたしましても、そういった問題は私たちも本心に真剣に取り組んでいかなければならぬ問題だろうと思ふますし、私は、与野党で活発な議論をしていただいて、フランクに話をしていかなければいかぬのじゃないかな、こう思つて、このことを改めて申し上げておきたいと思ふます。

○沢田委員 時間が非常に迫つてきたのですが、一つ抜けたものがありましたからちよつと追加します。

これも今度配慮していただく従業員の旅行の四泊五日なものでありますが、これは運輸関係みたいな三交代、運転関係をやっている者などを考えていきますと、細切りにならざるを得ないと思ふのです。もちろん一つの団体を組んで全部みんな行つてしまふわけにはいかないわけでありまして、当然細切りになるので、こういう制度については、後になってこれはおまえだめよといつてやられると、経理上大変困るわけですね。

ですから、四泊五日とふやしたのなら、二泊三日、二泊、二泊であつても、それを何組かに分けて、一人というのはだめらしいですけれども、何組かに分けて行使することは支障ない、この点だけ確認しておきたいのですが、いかがですか。

○松川政府委員 従業員レクリエーション旅行に関する非課税要件でございます。これは、通達で

参加する従業員の数が全従業員数の五〇%以上であることという要件がございます。ただ、これは実施するに当たりまして、工場単位あるいは支店単位で実施するなど、単位ごとに判定するということになっております。

それで、御質問のように、交代勤務制の職場で勤務の都合によりまして班単位で分かれて実施されるというものであります。それがいわゆる私的なグループ旅行ということではなくて、あくまでも職場のレクリエーション旅行であるということであれば、非課税要件を満たすものというふうに考えております。

○沢田委員 ここでよくどくはまた言いませんが、とにかく上司の命令によって何班かに分かれてするということは可能である、そう解していいですね。じゃ、それと解します。

それで大臣、また戻りますが、今度の補正をして景気の今の状況をどう把握するかというのが一つあるのです。この予算案を考えたときの時点と現時点とは相当ずれてきていると思ふのです。それで、今度のこの補正と今の状況というものの狂いはないのか、若干これはオーバーになり過ぎないか、一つ疑問です。

それから、土地の取得を必要とするものについて、私はあえてどの程度の予算が土地の取得を必要とするものがあるかということを実はレクチャ一のおきにお聞きをしたわけです。そうすると、成田じゃないけれども、それは相当時間がかります。三年、四年どころじゃないですね。今の景気に間に合わないだらうと思ふ。そういうものはどの程度の割合で持っているんですか、こういうふうに聞きました。

ですから、今度の補正と景気がどういう効果をあらわすのかというのを、時間の関係がありますけれども、通産、経済企画庁、これは労働はまた別なんでしょうか、大蔵、それぞれひとつお答えいただきたい。

○筑紫説明員 お答え申し上げます。今年度の経済見通しいかんという御質問でござ

います。まず現状認識につきまして、最初に先生から御質問がございました。四月の十三日の対策を決めた時点と現在とは確かに景気の回復の兆しというものが徐々に明らかになってきておるといふような違いはあろうかと思ひます。ただ、基本的には我が国経済はなお調整過程にございまして、低迷している。ただ、先ほど申しましたように、一部に回復の兆しを示す動きがあらわれてきているという状況であらうかと思ひます。この点につきましては、五月の月例経済報告でもお示ししておるとおりでございます。

政府といたしましては、御承知のとおり、昨年三月の緊急経済対策、それから八月の総合経済対策に続きまして、景気に配慮した五年度予算を編成して既にこれらを実行に移しておるところでございます。景気の足取りを確実なものとするために、今般これに加えて、総規模十三兆円を上回る総合的な経済対策を講ずることとしたところでございます。現在、予算委員会でも御審議をいただいているところでございます。

こうしたことによりまして、今後の経済の全般的な流れでございますが、公共投資が既に回復の動きが続いております住宅投資と相まって景気を支える、こうした中で個人消費や設備投資も回復に向かい、我が国経済は内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路というものに円滑に移行していくものというふうに確信をしております。

以上でございます。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

通産省も、基本的には経済企画庁と同じような景気の現状の把握でございますが、御案内のように、在庫調整が進められましたり住宅着工が増加する、また株価が二万円を上回るなど、一部に景気の回復の兆しを示す動きが徐々にあらわれてきているわけでございます。

ただ、三月の自動車販売が非常に伸びたと言われましたけれども、逆に四月の自動車販売が決算対策の反動ということから一〇%近く減少いたしました。

ました。また、鉱工業生産の予測指数を見まして四月、五月はマイナスになるといふようなことを予想しているわけでございます。したがって、一部にはそのような動きがございまして、回復に向けた動きが長続きするかどうかというところは慎重に見ていかないとはいけないのではないかと思います。

また、全体を見ますと、GNPの四分の三を占めております個人消費また設備投資の低迷が依然として続いております。また、今般の急激な円高というものがございまして、これが輸出企業の円手取りの減少または輸出数量の減少を招く懸念がございまして、そういう意味では底をはたしているような状況ではないかというふうに思っております。

こういうような状況で四月十三日に新総合経済対策を決定したところでございまして、これらに関連いたします予算、税等の御審議をいただいております。早期成立を目指してお願いをいたしたいというところでございます。

以上でございます。

○日高政府委員 ただいま経済企画庁から御答弁がございましたように、基本的な経済情勢、現状分析あるいは今後の見通しについて、私どもも大体同じような考え方であるわけでございます。

今回の対策は、昨年の十兆七千億円に及ぶ経済対策あるいは景気に配慮した当初予算、これは二十二年ぶりに年度内成立をさせていただきまして現実動き出しているわけでございますが、これに加えて、今回の対策が切れ目なく執行されることによりまして年度前半の我が国の景気を支える、同時に年間を通じて経済の活性化に役立っていくだろうというふうに思っているわけでございます。したがって、今回の対策によって景気が過熱するような状況にはないであろう、むしろ我が国のインフレなき持続的な成長に向けて必要なものであるというふうに考えているわけでございます。

○沢田委員 時間の関係で本当に簡潔になります。これは日本経済新聞の月曜日に出る指標で見て言っているわけですが、どの分野をどの程度の水準に引き上げたいのか、具体的にひとつ「エコノミスト」にもそれぞれ指標が載っております。特に、これは、労働省にも来てもらっております。特に、これは、有効求人倍率が〇・八八というところで、完全失業者の数はそう変わらないのです。ほとんど変わっていないのです。だから、職業の選択の場所がそれぞれ個人にうまく当てはまっていっていないということだと思ふのです。

今言われましたが、GNPにしても四百七十一兆円だし、あるいはまた住宅も十二万戸ペースです。ね、百四十万ペースに比べて悪いのです。だから、去年のバブルの状況と比較して悪いということだけで議論はできないと思うのですが、その他をいけば、マンションの契約率も、あるいは日銀券のマネーサプライも、あるいは完全失業者がややふえてますが、十万ぐらいふえてますが、企業倒産の数も横ばいだし、そういって、今度これによってどこをどういうふうに引き上げていきたいと願っているのか。

個人消費の問題としては、これは信用の問題が大きいです。これは百貨店その他はもう悪いことはわかります。それから中小企業が金詰まりで厳しいこともこれはわかります。これは指標に出ていませんがわかります。しかし、どこをどういうふうにしてこれをしていきたいのか、具体的にひとつ言ってもらいたいと思うのです。

○筑紫政府委員 お答え申し上げます。

どのような形に経済を持っていこうとしているのかという御質問の趣旨であるというふうに理解をいたしました。その点につきましては、今回の対策の前文でも触れておるところでございますが、我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させるということが基本でございます。この点につきましては、平成五年度の経済見通しと経済運営の基本方針に

おきまして同じような考え方をとおしていただいております。

さて、それでは経済の現状を見まして、今後それをどのようにして実現していくのかということになるわけでございます。これにつきましては、先ほど申し上げたことの若干の繰り返しもございまして、まず、五年度の前半におきましては公共投資、これは大変現在好調に増加を続けております。それと、先生御指摘ございました住宅投資がもう既に回復の動きが続いております。この二つが五年度前半において景気を支える。こうした中で個人消費や設備投資が回復に向かいまして、五年度後半からは成長の主役が公共投資等から国内の民間需要に交代していくというようにことを私どもとしては見込んでおるところでございます。

もう少しこれを具体的に申し上げますと、これまでの政府の諸施策やその波及効果というものが民間部門の活力をも引き出しつつ、国内民間需要の伸びを高めて、このような過程を通じて、先ほど申し上げましたような経済の内需中心のインフレなき持続可能な成長経路への円滑な移行というものが実現されるというふうに考えておるところでございます。

○沢田委員 大体これで質問、時間的に無理がありますから、あと一言いせんが、このままでいくと、やはりインフレ的な傾向を帯びてくるのじゃないのかという懸念なきにしもあらずであります。特にバブルのときに、一番悪いのは我慢をするということが失われていたと思うのです。バブルによつて、ですから、今言つた有効求人倍率なども職業の選択の自由というものの結果としてあらわれているのだと思ふのです。

私は、その他これからも申し上げたいことがあつたわけでありまして、やはりこういう時期に当たれば当たるほど真剣に対応していかなければならぬ。

だから、減税の問題も、今は四百七十兆ぐらいで、所得金額二百二十兆、五〇%ですね。それで、

これはきょう返事は求められないと思います
が、その辺の減税は最低限度可能じゃないかとい
うふうに思いますから、ぜひひとつ大臣も、ただ
だめだ、だめだじやなくて、次の税制改革のとき
でなければだめだというのではなくて、考えてい
ただきたい。

それから、釜石の倒産ですか、これは言うならば全くめちやくちやな経営だったということだと思ふのですね。これは氷山の一角と見て考えるべきだと思ふのです。やはり断固たる処置が必要だというふうに思います。だから、経営陣も含めて、こういう者がのうのと歩かれたのでは世の中真つ暗でありますから、ぜひそういう点は大蔵省も毅然たる態度で対応していただくことを要望して、五十四分ですから九分くらい、大蔵大臣がおくれてきた分くらい取り返したつもりでありますが一応以上で終わります。

○藤井委員長 河上覃雄君。
○河上委員 予算委員会に引き続きまして大変御苦勞までございますが、私は三十分でございますので、大臣、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、今もお話がありました所得税減税について、この際、大臣に御見解を伺いたいと思います。

私は与党・政府は一体である。その意味から責任も重い、このように考えておりますが、いまだ一度所得減税に対します大臣の現段階における御見解を改めてお尋ねをしておきたい、このように思います。

○林(義)國務大臣 河上議員からの御質問にお答え申し上げますが、御指摘のように、平成五年度の予算の衆議院通過に当たりまして四党間でお話し合いがありました。先ほどお話がありましたように、梶山幹事長から前向きに所得税減税について検討するというお話を口頭でしているということとは、私も知っております。

その後、五月十七日にまた三党と我が党の方との話し合いがございましたが、そのときには梶山幹事長から、その後状態が随分変わってきた、それまでの減税をやる必要があるのかなどうかなどというようなニュアンスの話もございましたし、またそのときに、社会党、公明党、民社党の方からはなお所得税減税というような話がありまして、その話がまだ物別れになっておる。私は、与野党間の認識は大ざっぱに申しましてそういつたことでありまして、なお依然として国会が続いておりますから、この国会最後までいろいろと話をしたいこうというのが私は今の与野党間のお話し合いじゃないかな、こう思っております。

この与野党間のお話は公党間の話でありますから、私もそれは十分に注意深く見守っていくべきものであろう、こう思っておるところでありますし、行政の立場としては、特に国会での御議論は十分に配慮していかなければならない。予算というのは何といつても国会でお決めるのが建前でございますし、法律と同じように国会でお決め

ただ、私は今思いますのに、所得税減税についてどうか、こういうふうにお話があれば、私としては、景気対策としての効果には疑問があるほか、巨額の財源を必要とするようなものについて、一体果たしてやるべきものかどうか。特に、赤字国債を財源としてやるということについては、せっかく赤字国債というものをなくするといふような形でやってきたその段階におきまして、また赤字国債に戻るといふような話は、やはりやるべきでないだろう。これは、恐らく与野党を問わず皆さん思っておられるところだろう、こう思うわけであります。

さらには、税制全体についてどう考えるかという点が考えなくてはならない点だろう、こう私は思っております、克服すべき点が多々あるだろう、こういうふうに通じておるところでございます。

お帰りになりましたけれども、沢田さんからさつきお話がありまして、じゃ、これだけ相間に景気がよくなる、少し景気対策で十三兆二千億も出してやったならば景気がよくなり過ぎるんじゃないか、またバブルになるんじゃないか、バブルになったならばそこで税収が上がってと、こういうふうに言わんばかりのようなお話がありました。が、私は、それまでのことはなかなかない。むしろ私は、景気はなだらかな形で上っていくということが必要であると思いますし、我慢ということがさつきもお話がありました。

経済というものを運営していくときに、一獲千金を夢見てやるというようなことを考える経済、パブル経済みたいな形のを余り目指すべきでないだろう、こう私は思っておりますでありまして、堅実に額に汗して働いている人が本当にいい目ができる、やはりそういったような社会体制というものを私たちはつくっていくことが必要に

○河上委員 極めて青臭いことを申し上げて恐縮
 なんです。が、約束を守るといふのはすべての基本
 だと私は思いますし、ある意味では政治以前の問題
 であろう。約束事をほごにして平然としていら
 れるような神経は疑わざるを得ないわけでありま
 して、それでもだまされた方がばかだと言え言
 えなくもないわけですが、果たしてだまされた方が
 勝ちなのか、だまされた方が負けなのか、こんな
 議論では、信義などを重んずる必要は全くなくな
 ってしまうのではないかと。

その意味では、非常にそら恐ろしい気持ちもするわけでございまして、公党間の約束、前向きに検討をする、この一言は重いと申し上げましたが、私は、この前向き検討、しっかりと何らかの形で実現すべきであらうと思えますし、「前向き」というのは、「進むべき方向に向かうこと。」「書いてございましてし、」「物事への対し方が、積極的・発展的であること。」「これが広辞苑の前向きの意味でございまして、どうも政治の場では前向きも全く広辞苑の意味とは違ってしまうのかな、こんな思いすら今抱いているわけでございます。

どこから見ても前向きではなくて、どこから見ても全く後ろ向きの発言にしかとらえられないわけでございますが、大臣も、五月十七日の与野党幹事長・書記長会談で所得税減税に、ただいまお話がありましたような否定的な見解を示された梶山幹事長の発言を踏まえて、翌十八日閣議後の記者会見で、与野党間の協議が終わり、所得税減税をしないことで合意したわけではない、今後の推移を見守る、このように発言をなさっておりますし、ただいまも見守りたい、国会は終わったわけではないので、こういうお話をいただきました。

ある意味では、いろいろな背景があるとは思いますが、大蔵大臣の御発言、言外に含みを残されているのかな、こういうことも私は想像するわけですが、今後の景気の動向いかんによつて与野党の合意、所得税減税についての合意の余地はあるのかなのか、どうお考えなのか、いまだ大蔵大臣の見解を求めたいと思います。

○林義典 閣務大臣 合意の話ができるかどうかというの、実は先ほど申し上げておりますように、国会でのお話でもございますから、私が国会でどういふような話ができますでございませうなどということを申し上げるのはちよつとおこがましい話でございまして、先ほど先生、何か男女の仲のことに触れたようなお話をされたのでありますが、だました方が悪いのかだました方がどうだとか何とかというふうなお話がございまして、たけれども、国会の中というのは、やはりお互いが非常に親密な関係にあるわけではございませうから、その親密な関係の中でどういふふうにしてやつていくかというのを考えていかなくちゃならないので、私が余りそんな親密な関係の中に出ていくのはどうかかなというので、この際は答弁を控えさせていただきます、こう思っております。

○河上委員 大臣、所得税減税に幾つか後ろ向きからの御発言、分析がございました。所得税減税は税制全体についての方向性の上から考える、こういう御発言がございました。今伺いたいしまして、大蔵省としては所得税減税には徹底抗戦の構え、どうもそのように聞こえます。この問題ではポル・ポト派のようにも思うわけでございませう。

私は、今の発言の中で、所得税減税は税制の抜本改革の中で今後検討すべきものだ、こうとらえるのなら、この点について総理もいろいろの意味で同じ、抜本的改革の上から検討する、こういう意向を表明なさっております。

この税制の抜本改革の実施という抜本改革の、では中身というのはいくなんだろうか。何をどうするお考えなのか。この抜本改革の中身という

ものについて、大臣の見解をお尋ねしておきたいと思っております。

○林義典 閣務大臣 抜本改革というのは、まさに抜本的な改革だ、こういうふうな思っておりますが、現時点で申し上げますと、抜本改革のことをいろいろの方が言っておられますけれども、言っておられる方によりましてそれぞれ意味が違うと私は思います。

ただ私は、解釈いたしますのに、所得税減税の問題というのは、税制全体の検討の中で財源との関係も含めまして位置づけられるべきものではないだろうか、こう思っておりますのでございませう。

それから、税制全体の検討の中で、こういうことを申し上げましたけれども、私は財政を預かる者としていたしまして、もう一つ言うならば、租税及び社会保障負担、こういうふうなことがありませう。そういった要するに公的資金と私的な資金、四六八民、こういうふうなことを昔言つたということがありますけれども、やはりそういつたような全体の中でどういふふうなことを考えていくかということも私たちの頭の中に置いて考えていかなければならない問題だろつと思っております。

社会保障負担の問題というのは、医療の問題であるとか年金の問題であるとか、そういったようなものというのは、やはり私たちがこれから高齢化社会に対してどうしても考えていかなくちゃならないような問題でありまして、そういつたものも頭に置きながらいろいろなことを考えていくことが必要じゃないだろうか、こう思っております。

○河上委員 抜本改革、いろいろの見解があるとおつしやいました。総理も昨年、六十二年、六十三年の抜本税制改革のときの所得税の見直し、これでは不十分である、所得税の税率の刻み等を、五段階をさらに小さくする、こういう予算委員会でお話もありました。こういうお話があるわけですが、その意味から、では抜本改革の理念というのはいくなんのか、何のために改革をし

なければならぬと認識なさっているのか、この点についても大臣の御見解を賜りたいと思っております。

○林義典 閣務大臣 所得税の税率の刻みを、昔は十五段階ありましたものを、先般の抜本税制改革のときに五段階までにしたわけではございませう。そういった意味でこの前には相当大きな改革をやりましたけれども、総理が言っておられますのは、特にサラリーマンの上の方のところにございまして、残り残した問題がある、こう言っておられますが、確かにそこも一つの問題であらうということではございませう、恐らく総理が考えておられますのは、この段階での刻みの問題をどうしたいのか、それから、毎年やはり給与所得というのは上がつていくわけでありまして、上がつてきてもう何年かたつていくとそこがネックになつてくるのではないかなというのを頭に置いていろいろのことを言っておられるのだらう、こう思っております。

ただ、私は思いますのに、日本の所得税は世界の中で課税最低限が一番高い、最低限は非常に高いわけではございませう、それから、中所得者層の税負担というのは低いところではあります。ただし、高額所得者につきましては最高税率は非常に高いところにある、累進税率が非常に高く急カーブになつておるところでございまして、依然として累進性を持つておるところであります。

こうしたことにおきまして、日本の所得階層の中で、どういつたところの方に税負担をどういふふうな形で設けていくか、また中堅層が、先ほど申しましたように給与所得者である、それがあつたところまで行きますと非常に税負担がふえる、こういうふうな点についても考えていかなければならない問題があるのだらうと私は思います。

ただ、これは具体的に今、これをどう直したらどうか、あそこをどうしたらどうかとかという点については、具体的な点につきまして私が考え方を持っておるわけではありませぬので、いろいろの問題があるということを私は申し上げ、ま

たそういった問題をやはり解決するために抜本的なことをやつていかなければならぬだろうということをおっしゃったところでございませう。

○河上委員 もう一点、この抜本改革は増収が目的の抜本改革になるのか、それとも所得税を中心とした減税が目的となる抜本改革なのか、これから具体論というものが出てくるわけではございませうが、この点についてどうお考えになりますでしょうか。

○濱本政府委員 抜本改革につきましては、先ほど申し上げたけれども、近年、既に政府は抜本改革を進めてきたわけではございまして、例えば六十年の十月に税制の抜本の見直しに関する政府税制調査会の答申がございましたし、六十三年の六月にも税制改革についての答申がございました。これらに盛り込まれた一連の改革、その基本的考え方自体を今変革すべきであるという認識を持っておりますわけではございませぬ。

もちろん、しかし税制は、そのときどきに応じた個々の改正内容の妥当性に加えて、一つのシステムでございまして、体系として整合的であるか、あるいはよく申します所得、消費、資産、そういった課税の均衡といった観点から適正であるか、経済社会情勢が変わりますにつれて、その上に乗つたおのづから体系としてそれでいいのかという吟味は常に必要とされておるというふうな認識しておると思ひます。

それから、この言葉で思ひますことは、どこか一部をつかまえて部分的な手直しをしていただく、つまり部分分解を求めているだけの場合に、それが全体解、全体としての適合性という点からしまして至当なものであるかどうかというところが基だ問題でありまして、部分的には非常に適正なバランスがとれても全体から見るとかえつて全体をゆがめてしまつたという問題もある、そういう着眼のもとに、全体として進めていかなければならぬ問題だ、という認識を強く持つておるわけではございませう。

したが、いまして、だからといって、今どことがどうという、個別具体的な税目ごとにそのことにつきましても、問題を提起しておるということではございせん。

○河上委員 大臣、もう一点だけ所得稅減税について御見解をお伺いしたいわけですが、政府稅調會長の加藤さんが、「二兆円程度の所得稅減税なら乗り切れる感じがしないわけではない」、こういう発言を先日なさいました。これに対してどんな御感想をお持ちでしょうか。

○林(義)國務大臣 この前稅制調査會がありまして、それは今回お願いをしております租稅特別措置法の一部を改正する法律案の内容について總會に御報告をした後でございます。總會のときにはもちろんこの法案の内容につきましては御了承いただきまして、總會でございましては、いろいろな御意見が出た、そういったことを踏まえて加藤さんがお話になったものだろう、こう思っています。特に總會でどうしようとか何とかという話ではなかった、こういうことでございします。

加藤さんの御発言は、五兆円減税なら消費稅率の上げが必要だ、二兆減税なら消費稅でなくともいいのだ、こういうふうな話が新聞に出ておりました。事務當局に加藤先生の御意向を確かめさせましたら、何兆円というのはいろいろな意見があることを証明したための、いわば言葉のあやないし比喩でありまして、具體的な改正案を頭に置いて五兆円ならば消費稅をどうかという話ではなかったやうであります。したがって、數字には何の根拠もない。

いづれにしても、適切な代替財源を確保することなしに減税を実施することは困難である、これは當然の話といえ、當然の話ですが、事務當局に確かめさせましたら、それはそういうふうな返事が返ってきたということでございます。私も加藤さん、考えられますならば、常識的な話をされたのかなと。恐らくいろいろな議論がござったのだらうと思ひます。

実を言いますと、稅制調査會の始まる前に、私のところにも調査會の委員の方で何人か来られました、この話をすると、いかう話がありました。私も、はいはいと聞いておりましたけれども、いろいろそんな話が出たのかなというところでございします。何もしないというわけにもいかぬのだから、稅制調査會は、こういうふうなこともあつたやうでございします。

○河上委員 もう大分時間がなくなつてまいりました、それでは一点だけ租稅について確認をしておきたいと思ひます。

住宅取得促進稅制の拡充の件に關しまして、この改正案は、住宅取得、住宅の増築、今度はマンションのリフォーム等を促進する、内需拡大に寄与するもの、こうなつてゐるわけでございますが、今回の改正案によります効果についてはどの程度と見込んでいらつしやるのか、この点確認をしておきたいと思ひます。

○濱本政府委員 今回、住宅取得促進稅制の拡充が行われることになりました。民間投資の中でも需要喚起のすそ野の広い住宅という分野におきまして、他方の住宅金融公庫の融資枠の拡大等の措置と相まちまして相當の内需拡大に資するものと私も期待しております。

ただ、これを定量的にあらわすというお尋ねであると思ひます。これはなかなか難しい問題だと思ひます。総合經濟對策の事業規模を十三兆何がしと算定いたしましたし、いたしましたけれども、あの場合でも、稅制上の措置につきましては、減税による減収額は計算いたしましたけれども、減収額以上のものを特段、計算をしてお示しすることはできませんでし、お示ししたいしませんが、せつかくのお尋ねでございますので、お許しをいただきまして付言させていただきます。建設省の試算といたしまして、仮に減税分が当該借入れをされます方の利子負担をそれだけ減ずるといふに想定いたしました、その利子の減少によつて誘発されます住宅着工の増加規

模、これに平均的な建設費を乗するなどの方法によりまして計算いたしました場合、そういった場合の一つの想定でございますけれども、おおむね六千億円の住宅投資誘発効果があるのではないかと試算もございします。

○河上委員 もう一点、民間設備投資の促進のための措置が図られることになっておりますが、この措置によりまして促進される民間設備投資の經濟への波及効果、これもどの程度お見込みなのか。

そして、あわせてもう一点、設備投資減税は一年限りの措置、このようにされておるわけでございますが、將來の事業計画を踏まえまして設備投資を行うとするならば、一年間の措置は短いような氣もいたします。一年間と設定されました根拠は何なのか。この二点について御質問をいたします。終りたいと思ひます。

○濱本政府委員 今回、設備投資減税の拡充といひまして、一つは、中小企業者の機械の特別償却制度というものを大幅に拡充いたしましたこと、いま一つは、事業の省力化、合理化に著しく資する機械につきまして新しい投資促進稅制を設けさせていただきます。この二点がございします。すけれども、今回の措置の対象となります設備の投資規模、通産省によりまして、直接その対象となります設備のほかに、それに付随して購入されると見込まれます設備も加えましたところ、おおよそ二兆五千億円の程度と見込まれるという試算がございします。さらに、その波及効果がこれにつけ加わりますと、相當の規模になるということが考えられます。

ただ、ここで申し上げます數字は、その当該設備を新しく付加することによつてどれだけの効果が生ずるかという計算をしたわけではございません。計算の手法として限界がございまして、対象となります機械そのものが全体としてどれくらい新規に投資されるかという計算でございします。この特別措置によりましてどの分だけがプラスされたかという、そのプラス効果を

切り離して御説明できているものではないということをおわび申し上げておかなければいかぬと思ひます。

それから、もう一つのお尋ねでございますけれども、一年間の期限措置としたのはなぜかというお尋ねでございますが、私どもの今回目指しましたものはあくまでも景氣對策としての措置でございまして、期限を区切るることによつて対象設備の取得促進の効果を上げ、景氣對策としての効果を實現するためにこのやうな方法が望ましい、適當であると考へた次第でございします。

○河上委員 終わります。

○藤井委員 正森成二君。

○正森委員 きょうは租稅特別措置法についての審議でございますが、極めて珍しいことかもしれませんが、今回の三ないし四の政府提案については、額は小なりといへども中小企業や庶民に役立つ点が多いので、私も現在のところ、賛成することにしております。

それで、賛成する法案について、多少の瑕疵についてぎりぎり質問することもいかかと思ひますので、せつかく主稅局長が氣合ひを入れて来ておられるのですが、またの機会にさせていただきます。大臣、また恐れ入りますが、きょうは國稅庁に對して、主稅局長の今度の提案はよかつたのですが、國稅庁の稅務行政が甚だよろしくないという点がありますので、その点について質問をさせていただきます。いたしたいと思ひます。

國稅庁、来ていますか。課稅部長が来ていますね。それでは、短い時間ですが、伺わさせていただきます。

二年前の一月三十一日に東京地裁の民事二部で、荒川におられる、印刷業を営む春日さんという方に対して荒川稅務署長が行つた処分について、これを全面的に取り消すという判決を下しました。その後、ことしの二月九日に東京高裁の第十四民事部は、荒川稅務署長の控訴を棄却するという判決を下して、いづれも稅務署側が敗訴になつたわけでありませう。

この事件は、お聞きの方にごく簡単に御説明申し上げますと、税務署が税務調査を行うというところをやってのけ、そこにこの方の加盟しておられる民主商工会の事務局員が一名ないし二名立ち会ったというところで、そのうちの一名は帳面の記帳を手伝った者だったのですが、この立ち会いは排除せよ、立会者がいる限りは帳面を見ないという態度をとりまして、それだけならいいのですが、その後、帳面を机の上に置いて、見てください、こう言っているのに、立会者がいるから見てやらない。

しかも、そういうように立会者がいるというところは、所得税法百五十条に、帳面というのは常に記帳して、そして保存しなければならないという規定があるのですが、見せてもらえない、あるいは見ないわけですが、それは帳面がないのと同じだということで、この人は青色の承認を受けていたんですが、青色の承認を取り消す。青色の承認を取り消しますと、もちろん通常認められる人件費とかそういうものは全部否認されますから、したがって、更正、決定で税額を追徴するという処分をやったのです。

それに対して裁判所は、いろいろいきさつはあっただろうが、帳面を前に出して見てくれと言っているのだから、もう少し努力すればちゃんとその存在を確認して見ることができたはずである、こういうことを言っています、青色処分、これを取り消したのは違法であるということになりました、青色を取り消したわけですから、人件費を認めないとか、いろいろそれに伴って当然起こってくる処分もまた違法であるということで、八年分の税務署側の更正、決定が一括して取り消されたという事件であります。

私はごく簡略に説明したのですが、大体そういうことに間違いありません。また、国税庁側と言った失礼ですが、荒川税務署長が敗訴したことは間違いないです。

○松川政府委員 先生御指摘の東京高裁平成五年二月九日の判決でございます。

本件は、税務調査において調査担当者が納税者本人に面接し帳簿書類の提示を求めたにもかかわらず、原告が調査理由の開示、第三者の立ち会いを要求して、帳簿書類を提示しなかったとしてなされた青色申告承認の取り消し処分及び所得税の更正処分の適否が争われた事件でございます。

そして、この件について、判決は、ポイントといたしまして我々が承知しているところでは、青色申告者が正当な理由がないのに帳簿書類の提示を拒否し、税務署長においてその確認ができないときは青色申告承認の取り消し事由となる。ただ、本件の事実関係のもとにおきましては、二十分という短時間で調査を切り上げたことについては、それまでの調査の経緯からして無理からぬところもあるが、調査を継続しておれば帳簿書類の備えつけ等の確認ができたのではないかという疑いを否定できないとして、処分を取り消したものでございします。

○正森委員 被害を僅少に見せようと思つて随分省略した答弁をしましたが、青色処分の取り消しを判決が取り消しただけでなしに、八年分の更正、決定も全部取り消されたんではないか。

○松川政府委員 御指摘のとおりであります。

○正森委員 それで、珍しいことに、誇り高き日本国税庁が、不服だといって上告もしなかつたんでしよう。つまり、その高裁判決を認めたんでしよう。

○松川政府委員 帳簿書類の確認ができなかつたという点につきましては、国側の主張、いわゆる事実関係の主張でございますが、これが判決において認められなかつたということでございします。

この事実関係の認否の当否につきましては、いわゆる上告理由に当たらないために上告を断念したわけでございします。

○正森委員 これまたえらい負け惜しみで、昔のガダルカナルから敗退したのを転進だと言つたと同じように、被害僅少に見せていますが、ともかく上告をしないで、判決に服さざるを得なかつたんでしよう。

民事にしろ刑事にしろ、私は弁護士だからよく知っていますが、事実認定を争うということは上告理由にならないんですよね、刑事の場合だったら事実認定で事実上最高裁に行きますし、民事だって事実認定に絡んで法律判断が行われるわけですから、かなわぬまでも上告するのは当然のことなんです、普通はですよ。私は、何も済んでしまつたことを上告せよとけしかけるんじゃないに、上告しないで、敗訴が確定して本当によかつたなと思つているんですが、上告しようと思つてもできないぐらい明々白々な事件だったから、上告しないで服したんでしよう。

私、ここに判決を持ってきましたから、一審、二審全部持つてきていますからね。だから、あなたがいろいろなことをおっしゃつても、全部わかっているんですが、この判決は、単に事実関係についてだけ認定したんじゃないんですよ。法律的な明白な判断をしているんですよ。

なかなかお認めにならないから、判決の一部を説いてみますと、この判決は、あなた方は帳簿書類の不提示というところで、あるいは納税者が調査に協力しなかつたということで青色を取り消ししておるけれども、そんなことは青色を取り消し事由として明文では決まつておらないことを言うて、

法規上明文をもつては規定されていないこと、また青色申告承認取消処分が納税者に対して一定の不利益を課する処分であること等からすれば、右のような取消事由の認定に当たっては、一定の慎重さが要求される

こういうように一定の法律判断をしているのです。その上で、事実認定とも関連して、

納税義務者の帳簿書類の提示拒否の事実の有無は、一定の時点においてのみ判断されるべきものではなく、税務当局の行う調査の全過程を通じて、税務当局側が帳簿の備付け状況等を確認するために社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったにもかかわらず、その確認を行うことが客観的にみてできなかったと考えられる

場合に、右のような取消事由の存在が肯定されるものと考えるのが相当である。

という一般論を言うて、この一般論に当てはまらないということで敗訴したんでしよう。

ですから、単に個々の、このときの税務署員、大分乱暴だったとみえて、机をどんとたたいてどなったとか、そういうこともあるようですが、そういう原則的な法律解釈の基準を言つて、その上で本件事実はどうかということ判断して、そして青色承認の取り消しを逆に取り消す。したがって、また更正、決定を八年分全部さかのぼつて取り消すというようになことをやつたんですよ。

それに対して、あなた方が上告しようと思えばできたのに上告しなかつたということは、参りましたということ、以後こういうような不当なやり方はやらないということを決めたからじゃないんですか。それとも、片々区々たる二十分間では十分であつたというのが、それは事実だからとか、そういうことですか。

これはある意味では、昭和四十九年に、あなた方にとっては勝訴と言われるような判決が下されまして、それから以後、相当裁判所で税務署寄りの判決が続いてきたわけですが、それを事実上流れを変える判例なんですよ。それに対して上告しなかつたんでしよう。私は、判例の項目を全部持つてまいりましたけれども、一番初めの判決は松山地裁の昭和四十九年四月二十五日の判決ですね。それ以来、和歌山地裁の判決もあれば東京地裁の判決もあればいろいろあるということで、税務署側が認められてきた流れを変える判決がこの判決でしよう。

それに対してあなた方は上告しなかつたんだから、こういう立会人が平穩におつただけで調査をしない。そして、青色を取り消して更正、決定をするとか推計課税をするとか、そういうことについて重大な反省をしたということじゃないんですか。それともしてないんですか。してないんなら、そう言いなさい。きょうは、もう時間が残

りわずかだと言ってきたから、今度六月二日にもう一遍一般質問をやるそうだから、そのときにたつぷり聞かせてもらうから、言いたいことがあったら言いなさい。

○松川政府委員 東京高裁の判決でございませうが、調査を継続していれば帳簿書類の備えつけ等の確認が可能な状況であつたのではないかと、この疑いを否定できないという事情のもとで、処分を取り消したということでございます。

青色申告者が、調査に関係のない第三者の立ち会いを求め、帳簿書類の提示を拒否した場合、青色申告承認の取り消し事由に当たるといふ従来の判例が変更されたとは理解しておりません。したがういまして、当局の考えといたしまして、特に変更する必要はないと考えております。

なお、税務調査の場に、調査に関係のない第三者が同席することにつきましては、税務職員に課された守秘義務に反するおそれがあるという問題もございまして、お断りしてきたところでございませう。

また、こうした第三者の立ち会いを納税者が求め、調査担当者が納税者に対してその第三者の退席をお願いしても協力が得られない場合には、納税者から帳簿書類の調査を求められても、直ちに調査するというわけにはいかないということとを御理解いただきたいと思ひます。

○正森委員 調査に関係のない者の退去を求めるとか何とか言ひましたが、全部調査に関係があり、帳簿作成に關与した者についてこの判決は出されてゐるのですよ。

ですから、今の松川課税部長の答弁というのは前提からして全く違ふことを言つてゐるし、そしてそれを前提として言つてゐる言葉は、この判決があつたにもかかわらず、しかもそれに對して上告しなかつたにもかかわらず、それを非常に小さな事実関係についてはやむを得ないというようにして、法律判断については、全くあなたも何事もなかつたかのように従来のやり方を踏襲しようというやうな、ある意味ではけしからぬ態度を表明

したというようにとられてもやむを得ないものだと思います。

時間がほば参りましたというのが今来りましたから、この次にもう少し細かく判決や事実を引用しながら申し上げたいと思ひますので、そのときにまたゆつくりと答弁してください。

どうもありがとうございます。

○藤井委員長 中井治君。○中井委員 私ども民社党もこの租特の法案については賛成でございます。しかし、残念なことに補正予算案そのものには反対ということに決定をいたしました。

その理由は幾つかありますが、一番は所得税減税が盛り込まれていないということでありませう。私も与野党の実務者会談担当者として出てまいりましたが、私も私どもを含めて国民の強い要望であります所得税減税が見送られたということは返す返すも残念であり、また私もこれからは要求をし続けていきたいと思ひてゐます。

大蔵大臣に端的にお尋ねをいたします。いろいろな議論の中でずつと聞かせていただいたておりまして、要は財源の問題だ、こういう財政状況下、赤字国債を発行するのだけは何としてやりたくない、これが所得税減税を財政当局が強く反対をされ、見送られておる最大の理由だ、このように理解しておりますが、間違ひありませんか。

○林(義)國務大臣 今お話がありましたように、私どもの所得税減税についての考え方は、所得税減税というのを言われているやうな形でやりましたならば、公共事業なんかでやるよりはやはり経済に及ぼすところの効果が薄いのではないかと、それから巨額の赤字財源をもつてやらなければならぬということであれば大変な問題である、また租税体系として、所得税体系としてそういったものをやるのは一体どういふものであるか、こういうふうなのが私どもの基本的な考えでありまして、これはたびたびこの場におきまして申し上げておるところでございます。

○中井委員 もう一つ大臣にお尋ねいたします。何年ぶりに年度内で予算案が成立をいたしました。しかし、予算審議の間にも経済の動向、景気の落ち込み、その認識についていろいろな論議が行われました。この間総理大臣、大蔵大臣はとにかくこの予算が一番の案だ、あとはもうとにかくこれを通してからだ、こういうことで、ある意味では野党にも協力を求められたわけでありませう。

しかし、予算案そのものは、まあまあ八月ぐらゐから政府あるいは自民党内でいろいろな議論が行われて十二月に集約されて、そして三月末に成立をしたわけでありませう。この間、経済は生き物でありませうから大きく動いてゐるわけでありませう。予算が通つてすぐまた補正予算を組む、こういう異例なことをやらざるに、もつともつと柔軟に予算を審議している最中に景気の動向を見て思ひ切つて修正をしていく、こういう姿があつて当然だ、そのことが逆に言えば景気の動向にうまくかみ合つた景気対策の予算というものができるのだと私も思ひてゐます。

そういう意味で、予算委員会でも本会議でも私どもの仲間が総理大臣以下の責任をなんというかとまで実は言葉に出してただしたわけでありませう。こういう形で予算を済ました後、かなり大がかりな景気対策、同時に補正予算を組む、こういうことについて大蔵大臣としてどんなお気持ちでいらつしやるのか。同時に、国会の審議を通じてもつともつと柔軟に修正というものをやつていけば何でもないじゃないか、こういう私どもの考えに對してどのようにお考えになるか、お聞かせください。

○林(義)國務大臣 平成五年度の当初予算をお願いいたしましたして、三月三十一日に成立をさせていだきました。予算案編成は、非常に厳しい財政事情、税収動向なんかも非常に難しい、こういうことでありまして、その中で既存の制度や歳出の徹底した見直しを行う、しかも内需中心の持続的成長を図つていかなければならない、こういう

形で、政府といたしましては昨年の暮れに予算案を作成いたしましたして、一月に国会にお願いをしたところでございませう。

そうした当時の状況から考えますと、今から考えますとまだ景気の先行きは真つ暗であつた。確かに昨年の八月に総合経済対策を出しましていろいろやりまされたけれども、補正予算の審議のおくれもありませんでまだまだ明るい兆しが見えてないというやうな状況でございませう。何としても早く、こういうことでお願いをいたしておりましたし、三月ぐらゐになりまして少しよくなつてきたなという感じが実はしておつたわけでございます。その段階で予算案の御審議をお願いしてゐる、こういうことでございませう。

そういう形で、国会の御審議でもこれだけでは足りないやないか、もう少し景気刺激的なことをやらなくてはならないではないかと、いろいろな御議論も多々あつたところでございまして、景気回復はどうなるんだ、こういうふうなことにいつておしかりを受け、鞭撻を受けたというのが状況だつた、私はこう思つておるところでございます。

そういうことの中で、とにかく早く当面の予算をつくりましてその実行をしていくことが必要であらう。予算案が三月三十一日に成立いたしましたして、その後直ちに公共事業の前倒しをやつていく、こういうふうな話でありませうし、七九%だつたと思ひますけれどもやる、こういうふうな話までやつたわけでありませう。

そうした上でこれからどうするかということをお考えますと、そのときに、申し上げますならば、あるいは一月ごろに考えたよりは少しは景気はよくなつてきたかもしれないけれども、やはり足りない、まだまだだなどという感じを持つておつたところでございませう。

普通ならば一つの国会で一つの予算、こういうことでございまして、おくれで景気対策をやる、そのためには臨時国会でも、こういうことも頭の中にはあつたわけでございますが、昨年の例を見

まして、八月に経済対策を出す、十月に国会にかけようというのがだんだんおくれた。おくれればおくれるだけ景気回復というのができなくなる、こういうことでございまして、そういうことからすれば、できるだけ景気というものを考えていただける状況にある、各党とも皆そういうことで考えていただけるといことを前提にいたしまして、私もあえて、まさに異例の時期であるということを承知の上で、経済政策を立て、また新しい予算案を国会に提出をしたところでございします。

私は、こうしたことが日本経済のためにいい影響を与えてくるとは思いません、こう思っておるところでございまして、重ねて本補正予算の円滑な御審議と速やかな成立を心からお願いをするとここでございします。

○中井委員 九二年度が終わりまして、もう五月の終わりになつてまいりました。いろいろなデータを見てみますと、九二年度の税収の落ち込みは想像よりかなり厳しいものがあると考えています。昨年の暮れ、四兆数千億の税収の減額修正をいたしました。さらに大きく落ち込むと私もは考えておりますが、大蔵当局はどのように判断されておりますか。

○林(義)国務大臣 九二年度、平成四年度の税収につきましては、三月末現在で進捗割合はまだ七割程度でございします。確たることを申し上げる段階ではありませんが、さらに四月分、五月分の税収動向を十分に注視していかねばならない、私はそう考えています。

ただ、具体的に先生も御心配のようでございしますし、実際に税収に当たってまいりますところの担当の主税局長の方から少し詳細に御説明をさせたいと思ひます。

○濱本政府委員 平成四年度の補正後予算の税収の伸率は九六・三%でございしますが、三月末税収で見ていただきますと、年度初からの累計で前年比九四・九%の伸びにとどまっております。

四年度全体の年度を通しました税収動向につき

ましては、進捗割合がまだ七割程度という段階でございしますから確たることを申し上げられる段階にはございしませんけれども、三月分税収の動きというものが最近数カ月に比へまして低調でございまして、特に確定申告に係る申告所得税収が予想外に低調でございまして、仮にこの低調が続きますと、補正予算の見積もりで想定いたしました税収動向の達成が容易ではないという事態も懸念されないではない状況かと思ひます。いずれにいたしましても、大臣から今お話がございしましたように、四月分、五月分の税収動向を注意深く見てまいらる必要があると存じております。

○中井委員 いろいろな民間のデータ等を見ますと、私も一兆円以上税収欠陥が出ると思ひます。出ましたら、いろいろな数字の合わせが行われるでしょうが、決算調整資金制度を一年ぶりに使わなければならぬ、これはもう間違ひのないことであろうかと思ひます。九三年度の税収も、これだけ景気対策をやつても、消費者の消費意欲等を考えましてもなかなか難しいものがあると思ひます。

そうしますと、九二年、九三年と、これは足りない分、決算調整資金から繰り入れましても国債整理基金へ返していかなければなりません。そういう情勢下で私は赤字国債発行というものに追い込まれるのじゃないかと心配をいたしております。こういう厳しい財政状況でも、決算調整資金を使つて返すという理由があつても赤字国債ということはもう到低考えないのだ、これが今の財政当局のお考えだ、このように理解してよろしゅうございしますか。

○濱本政府委員 先ほどの御答弁で、私が補正後予算伸率のことを補正後進捗率と申したところでございまして、訂正させていただきます。

ただいまのお尋ねでございしますが、平成四年度、さらに平成五年度にかけまして、一体その税収、トータルの姿がどの程度どうなるのか、具体的な見当はまだつきません。仮に、中井先生

が今御指摘ございましたような難しい問題が現実のものとなりまして場合には、その全容を見きわめまして上での対応を考えなければならぬというふうに思ひますが、私もものただいまの気持ちでは、赤字公債の発行というものは余りにも問題が大きい、この発行は何とか回避できないか、回避すべきであると思ひます。

○中井委員 法案の中で、設備投資減税というところで幾つかの対応が盛り込まれております。大変結構だと私も思ひますが、一つは、この高度省力化投資促進税制、百十五種類、設備を指定されるようでありまして、前回のいろいろな税制、中小企業の投資促進の税制なんかでも、私も選挙区におりまして、中小企業の方が具体的な設備がわからない、随分問い合わせが多うございました。これは百十五種類、思い切つてやられることは結構なことでありまして、利用される中小企業の方にできる限り早く、しかも広範囲にPRをしていただきたい、このことを強く要望しておきたいと思ひます。

それからもう一つは、この償却で初年度三〇%償却をする、これはこれで結構でありますけれども、日本の設備、機械というのは非常に回転と回りますか進歩が早い。したがって、その中小企業がせっかく大企業からの注文をこなし、あるいは他の中小企業と競り合つてでもやつていこうというところで設備を大変な金額で入れましても、もう三年もたつたら古くなつてしまふ。また新しく入れなければならぬ。

しかし、今の償却の制度では償却の残が随分残つておる。それを新しく機械を入れて古い機械をどこかへ売ろうと思つても、日本ではそういう市場がなかなかない。くずにしかならない。結局、このところで中小企業は随分泣いてゐるわけでありまして。稼いでも稼いでも新しい機械を投資し続けて走り続けなければ太刀打ちできない。それを頑張つてやつてゐるところがまた日本の中小企業のすごさだ、このようにも思ひます。

とではなしに、中小企業の設備、機械の償却ということ全体についてもう少し考えるべきじゃないか、こんなことを思ひますが、二点、いかがでしょうか。

○濱本政府委員 御指摘がございました高度省力化投資促進税制の百十五種類の設備の全容をなるべく早くわかりやすく国民に示すべきではないかという御指摘でございしますが、これはさように心得て努力させていただきますと存じます。

今作業中でございまして、百十五という設備の数も実は公示の書き方等によりましてなお移動があり得るかと思ひますが、そのあたりもお許しいただきたいのでございしますが、こうして早急に税法の御審議をいただき、七月一日から予定しておりますこの実施に向けまして、全体の運びが順調にまいりますれば、これを告示の形でまとめまして、なるべく早く公布いたしまして周知に努めさせていただきますと存じます。

それからもう一つの御指摘は、中小企業の設備の償却の実態でございしますけれども、耐用年数そのものは、その機械そのものの物理的な寿命と経済的な陳腐化を意味して、客観的にどの機械は何年というふうな定めさせていたかざるを得ない状況にございしますけれども、そういう中で、例えば既に今回の法案の中でもお目通しをいただいておりますように、本間にニーズの高い、必要な機械につきましては、いろいろな特別償却の制度等も中小企業につきましては特に手厚く配慮されておりました。そういった全体のバランスの中で、中井先生が今御指摘になられました大事な問題がうまく消化されていくことを祈りたいという気持ちでございします。

○中井委員 最後に、もう時間ありませんので申し上げて終わりたいと思ひますが、この予算に反対した私どもの気持ちの中には、所得税を減税しないであのロシアに四百億円も補助金をやるという項目がある、このことはどうも感情的にも素直に受け入れられない、こういったことがありま

林大蔵大臣、閣僚として七カ国、難しい会議を
まとめられて、サミット成功に向けて御努力され
たことは評価されますが、ひとつ御記憶にとどめ
ていただきまして、ロシア支援につきましては、
十分国民感情というものを考えになつておやり
になることを要望いたしまして、質問を終わります。

○藤井委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

次回は、明二十六日水曜日午後六時理事会、午
後六時十分委員会を開会することとし、本日は、
これにて散会いたします。

午後七時五十分散会

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)
の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項中、「以下この条を」。以下第
九項まで「に改め、同条第四項中」につき前項を
「又は第十五項に規定する高度化機械等につき前
項又は第十七項に改め、同条第五項中」につき第
三項又は前項を「又は第十五項各号に定める減価
償却資産につき第三項若しくは前項又は第十七項
若しくは第十八項に改め、同条に次の七項を加
える。

15 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げ
るものが、平成五年七月一日から平成六年六月
三十日までの期間(以下この条において「指定期
間」という。)内に、その製作の後事業の用に供
されたことのない当該各号に定める減価償却資
産(当該各号のいずれにも該当する減価償却資
産については、当該各号のいずれかに該当する
ものとする。)で政令で定める規模のもの(以下
この条において「高度化機械等」という。)を取
得し、又は高度化機械等を製作して、これを指
定期間内(第一号に掲げる者以下この条におい
て「省力化投資事業者」という。)が取得し又は

製作した同号に定める減価償却資産について
は、その取得又は製作の日から一年以内に国
内にある当該個人の営む事業の用に供した場合
(貸付けの用に供した場合を除く。第十七項及
び第十八項において同じ。)には、その事業の用
に供した日の属する年(事業を廃止した日の属
する年を除く。以下この条において「供用年」と
いう。)の年分における当該個人の事業所得の
金額の計算上、当該高度化機械等第一項若し
しくは第三項、次条第一項、第十一項から第十
三項の二まで、第十五条又は第十六条の規定の適
用を受けるものを除く。)の償却費として必要
経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第
一項の規定にかかわらず、当該高度化機械等
について同項の規定により計算した償却費の額と
その取得価額の百分の三十(省力化投資事業者
で第一項第一号に規定する中小企業者(以下こ
の条において「中小企業者」という。)に該当す
るものが取得し又は製作した第一号に定める減
価償却資産については、百分の三十六)に相当
する金額との合計額以下(金額で当該個人が必
要経費として計算した金額とする。ただし、当
該高度化機械等の償却費として同法第四十九条
第一項の規定により必要経費に算入される金額
を下ることはできない。)

一 高度な処理能力等を有する機械その他の減
価償却資産で事業の省力化又は合理化に著し
く資するものとして政令で定めるものを事業
の用に供する個人 当該機械その他の減価償
却資産

二 中小企業者で第十二条の二第一項に規定す
る事業を営む個人 当該事業の用に供される
機械及び装置並びに器具及び備品(器具及び
備品については、事務処理の能率化等に資す
るものとして大蔵省令で定めるものに限る。)

16 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける
高度化機械等の償却費の額を計算する場合につ
いて準用する。この場合において、第二項中「そ
の合計償却限度額」とあるのは、「第十五項本文

の規定により必要経費に算入することができ
る償却費の限度額」と読み替えるものとする。

17 第十五項に規定する個人が、指定期間内に、
その製作の後事業の用に供されたことのない高
度化機械等を取付し、又は高度化機械等を製作
して、これを指定期間内(省力化投資事業者が
取得し又は製作した同項第一号に定める減価償
却資産については、その取得又は製作の日から
一年以内に)国内にある当該個人の営む事業の
用に供した場合において、当該高度化機械等
につき同項の規定の適用を受けるときは、供用
年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、
政令で定めるところにより、その事業の用に供
した当該高度化機械等(第一項若しくは第三項、
次条第一項、第十一項から第十三項の二まで、
第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるも
のを除く。)の取得価額の百分の七(省力化投資
事業者で中小企業者に該当するものが取得し又
は製作した第十五項第二号に定める減価償却資
産については、百分の八・四)に相当する金額の
合計額(以下この項において「税額控除限度額」と
いう。)を控除する。この場合において、当該
個人の供用年における税額控除限度額が、当該
供用年の年分の事業所得に係る所得税の額とし
て政令で定める金額(次項において「事業所得
に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当す
る金額(その年においてその事業の用に供した
事業基盤強化設備につき第三項の規定によりそ
の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除
される金額がある場合には、当該金額を控除し
た残額)を超えるときは、その控除を受ける金
額は、当該百分の二十に相当する金額を限度と
する。

18 青色申告書を提出する省力化投資事業者が、
指定期間内に、その製作の後事業の用に供され
たことのない第十五項第一号に定める減価償却
資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借
(政令で定める要件を満たすものに限る。)をし
て、これを国内にある当該省力化投資事業者の
営む事業の用に供した場合(その事業の用に供
した日の属する年の十二月三十一日まで引き続
き、当該事業の用に供している場合に限る。)に
は、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の
額から、政令で定めるところにより、その事業
の用に供した減価償却資産(その賃借に要する
政令で定める費用の総額が政令で定める金額以
上であるものに限るものとし、前条第四項の規
定又は第四項の規定の適用を受けるものを除
く。)に係る当該費用の総額を基礎として政令
で定めるところにより計算した金額の百分の七
(中小企業者に該当する個人が賃借した減価償
却資産については、百分の八・四)に相当する金
額の合計額(以下この項において「リース税額控
除限度額」という。)を控除する。この場合にお
いて、当該省力化投資事業者の供用年における
リース税額控除限度額が、当該供用年の年分の
事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当す
る金額(その年においてその事業の用に供した
事業基盤強化設備又は高度化機械等につき第三
項若しくは第四項又は前項の規定によりその年
分の総所得金額に係る所得税の額から控除され
る金額がある場合には、当該金額を控除した残
額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、
当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

19 第五項から第十四項までの規定は、第十五項
から前項までの規定の適用がある場合について
準用する。

20 青色申告書を提出する個人が、その年におい
て第五項及び前項において準用する第五項に規
定する繰越税額控除限度超過額をそれぞれ有す
る場合には、これらの規定にかかわらず、これ
らの繰越税額控除限度超過額を合計した金額を
第五項に規定する繰越税額控除限度超過額とみ
なして同項の規定を適用する。

21 第十五項から前項までの規定の適用がある場
合における所得税に関する法令の規定の技術的
読替えその他これらの規定の適用に関し必要な
事項は、政令で定める。

第四十一条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、「(以下この項の下に「及び第三項」を加え、「平成五年十二月三十一日」を「平成六年十二月三十一日」に、「以下この項において同じ」の「を」第五項までにおいて「住宅借入金等」というの「に」、「以下この項において同じ」まで「を」次項及び第三項において同じ)まで、「その年十二月三十一日における次に掲げる借入金又は債務の金額の合計額が二千万円以下であるときは当該合計額の一パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を、当該合計額が二千万円を超えるときは当該超える金額(当該超える金額が千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)の〇・五パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)に二千万円を加えた金額」を住宅取得等特別税額控除額に改め、同条第十項中第二項を「第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中第一項各号に掲げる借入金又は債務を「住宅借入金等」に、「当該借入金又は債務」を「当該住宅借入金等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する住宅取得等特別税額控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)とする。

一 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円以下である場合 当該合計額の一パーセントに相当する金額

二 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)の〇・五パーセントに相当する金額に二千万円を加えた金額

3 第一項に規定する居住の用に供した日の属する

年及びその翌年における同項に規定する住宅取得等特別税額控除額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に、その年十二月三十一日における住宅借入金等(その年が第一項に規定する居住の用に供した日の属する年の翌々年以後の年に該当する住宅の取得等に係るものを除く)の金額の合計額(当該合計額が千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)の〇・五パーセントに相当する金額を加えた金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)とする。

第四十一条第三項中「第四十一条第五項」を「第四十一条第七項」に改める。

第四十一条の十八を第四十一条の十九とし、第四十一条の十七第二項中「第四十一条の十七第一項」を「第四十一条の十八第一項」に改め、同条を第四十一条の十八とし、第四十一条の十六を第四十一条の十七とし、第四十一条の十五の次に次の一条を加える。

(特定扶養親族に係る扶養控除の特例)

第四十一条の十六 居住者の有する所得税法第二十一条第三十四号の二に規定する特定扶養親族に係る同法第八十四条第三項に規定する扶養控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に五万円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第九十条及び第九十二条の三の規定の適用については、同法第九十条第二号ハ中の「規定」とあるのは、並びに租税特別措置法第四十一条の十六第一項(特定扶養親族に係る扶養控除の特例の規定)と、同法第二十三条の第三号ハ中「又は老人扶養親族については三万七千五百円」とあるのは、については四万円とし、老人扶養親族については三万七千五百円とする。

第四十二条の七第一項中「以下この条」を、「以下第十項まで」に改め、同条第二項中「この項から

第四項まで及び第六項」を「この項、次項、第四項(第十六項において準用する場合を含む)、第六項(第十六項において準用する場合を含む)、第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「つき前項」を「又は第十三項に規定する高度化機械等につき前項又は第十四項」に改め、同条第四項中「につき第二項又は前項」を「又は第十三項各号に定める減価償却資産につき第二項若しくは前項又は第十四項若しくは第十五項」に改め、同条に次の六項を加える。

13 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの(以下この条において「特定事業者」という)が、平成五年七月一日から平成六年六月三十日までの期間(以下この条において「指定期間」という)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める減価償却資産(当該各号のいずれにも該当する減価償却資産については、当該各号のいずれかに該当するものとする)で政令で定める規模のもの(以下この条において「高度化機械等」という)を取得し、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内第一号に掲げる法人(以下この条において「省力化投資事業者」という)が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内)に国内にある当該特定事業者の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第十五項において同じ)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という)の当該高度化機械等(第一項若しくは第二項、次条第一項、第四十三条から第四十六条の三まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該高度化機械等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該高度化機械等

の取得価額の百分の三十(第一号イに掲げる法人が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、百分の三十六)に相当する金額をいう)との合計額とする。

一 高度な処理能力等を有する機械その他の減価償却資産で事業の省力化又は合理化に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する次に掲げる法人 当該機械その他の減価償却資産

イ 第一項第一号に規定する中小企業者等(次号において「中小企業者等」という)。

ロ イに掲げる法人以外の法人

二 中小企業者等で第四十五条の二第一項に規定する事業を営む法人 当該事業の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品、器具及び備品については、事務処理の効率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。

14 特定事業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない高度化機械等を取得し、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内(省力化投資事業者が取得し又は製作した前項第一号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内)に国内にある当該特定事業者の営む事業の用に供した場合において、当該高度化機械等につき前項又は同項に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額(第二項、第三項、第四項第十六項において準用する場合を含む)、第六項(第十六項において準用する場合を含む)、この項及び次項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、前条第二項から第四項まで及び第六項、次条第二項、第六十二条の三から第六十三条の二まで並びに第六十八条の二並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において同じ)か

らその事業の用に供した当該高度化機械等(第一項若しくは第二項、次条第一項、第四十三条から第四十六条の三まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の取得価額の百分の七(前項第一号に掲げる法人が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、百分の八・四)に相当する金額の合計額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定事業者の供用年度における税額控除限度額が、当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

16 第四項から第十二項までの規定は、前三項の規定の適用がある場合について準用する。
17 青色申告書を提出する法人が、同一の事業年度において第四項及び前項において準用する第四項に規定する繰越税額控除限度超過額をそれぞれ有する場合には、これらの規定にかかわらず、これらの繰越税額控除限度超過額を合計した金額を第四項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなして同項の規定を適用する。
18 第十三項から前項までの規定の適用がある場合における前三項、次条、第五十二条の二、第五十二条の三及び第六十二条の三から第六十三条の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、法人税に関する法令の規定の技術的調整を要する他第十三項から前項までの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第四十二條の四第一項及び第四十二條の五第二項	第四十二條の七第二項から第四項まで及び第六項	第四十二條の七第二項、第三項、第四項(同条第十六項において準用する場合を含む。)、第六項(同条第十六項において準用する場合を含む。)、第十四項及び第十五項
前条第二項	次条第二項から第四項まで及び第六項	次条第二項、第三項、第四項(同条第十六項において準用する場合を含む。)、第六項(同条第十六項において準用する場合を含む。)
前条第六項	次条第六項	次条第六項(同条第十六項において準用する場合を含む。)
次条第二項	前条第二項から第四項まで及び第六項	前条第二項、第三項、第四項(同条第十六項において準用する場合を含む。)、第六項(同条第十六項において準用する場合を含む。)
第五十二條の二及び第五十二條の三第一項	第四十二條の七第一項	第四十二條の七第一項若しくは第十三項
第六十二條の三第一項及び第七項、第六十三條第一項並びに第六十三條の二第一項	第四十二條の七第六項	第四十二條の七第六項(同条第十六項において準用する場合を含む。)

15 青色申告書を提出する省力化投資事業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第十三項第一号に定める減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限り)をして、これを国内にある当該省力化投資事業者の営む事業の用に供した場合(その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限り)には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した減価償却資産(その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限り)の、前条第三項の規定又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の百分の七(第十三項第一号に掲げる法人が賃借した減価償却資産については、百分の八・四)に相当する金額の合計額(以下この項において「リース税

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控

除に関する経過措置
第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)(第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成五年四月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。))を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)(第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧法第四十一条第一項の規定の適用がある場合における新法第四十一条第一項に規定する増改築等に係る同条及び新法第四十一条の二の規定の適用については、新法第四十一条第二項第一号中「二千万円」とあるのは「二千万円(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務(以下この項において「借入金等」という。))の金額を有するときは、二千万円から借入金等の金額(当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円)を控除した残額」と、同項第二号中「二千万円」とあるのは「二千万円(借入金等の金額を有するときは、二千万円から借入金等の金額(当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円)を控除した残額」と、「金額が二千万円」とあるのは「金額が二千万円(当該借入金等の金額が二千万円を超える場合には、三千万円から当該借入金等の金額(当該金額が三千万円を超えるときは、三千万円)を控除した残額。以下この号において同じ。))と、二千万円」とあるのは「二千万円(借入金等の金額を有するときは、二千万円から借入金等の金額(当該金額

が二千万円を超えるときは、二千万円を控除した残額の一パーセントに相当する金額とする。
(特定扶養親族に係る扶養控除の特例に関する経過措置)

第三条 新法第四十一条の十六第一項の規定は、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新法第四十一条の十六第二項の規定により読み替えられた所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九十条の規定は、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用し、その年最後に当該給与等の支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十一条の十六第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、施行日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第四項の改正規定中「改める」を「改め、同条第十五項及び第十七項中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める」に改める。

第四十二条の七第三項の改正規定中「改める」を「改め、同条第十三項及び第十四項中「第四十六條の三」を「第四十六條の四」に改める」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項及び第三百二十一条の八第

三項中「第四十二条の七第六項」の下に、「(同条第十六項において準用する場合を含む。)」を加える。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、住宅取得及び民間設備投資の促進等を図るため、住宅取得促進税制の拡充を行うほか、中小企業者等の高度化機械等の特別償却又は税額控除制度及び特定扶養親族に係る扶養控除の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第九号中正誤

ページ 段行 誤

三 一 末 共同組織

正 協同組織